和泉小学校・いずみこども園等施設と
和泉公園との一体的整備基本計画

令和 8 年 10 月

千代田区

目次

１．はじめに

１－１．基本計画策定の背景・目的 …… 1
１－２．基本計画の対象 …… 2
１－３．検討経緯 …… 4

２．整備の方向性

２－１．全体に係る整備の方向性 …… 5
２－１－１．全体に係る整備の方向性 …… 5
２－１－２．学校等施設に係る整備の方向性 …… 7
２－１－３．公園に係る整備の方向性 …… 8
２－２．一体的整備の考え方 …… 9

３．整備の前提条件と配置計画

３－１．敷地の概要及び法的条件等 …… 11
３－１－１．敷地概要 …… 11
３－１－２．法的条件 …… 12
３－１－３．周辺環境への配慮 …… 13
３－２．施設規模の想定 …… 14
３－３．全体配置計画 …… 15
３－３－１．配置計画 …… 15
３－３－２．動線計画 …… 18

４．学校等施設の基本計画

４－１．学校等施設の導入機能 …… 19
４－１－１．和泉小学校 …… 19
４－１－２．いずみこども園 …… 20
４－１－３．いずみこどもプラザ …… 21
４－１－４．共通施設・地域利用 …… 21
４－２．諸室のあり方 …… 22
４－２－１．和泉小学校 …… 22
４－２－２．いずみこども園 …… 29
４－２－３．いずみこどもプラザ …… 32
４－２－４．共通施設・地域利用 …… 35
４－３．安全・安心な施設計画の考え方 …… 37
４－４．設備計画の考え方 …… 39

５．和泉公園の基本計画

５－１．和泉公園の導入機能 …… 41
５－１－１．公園機能 …… 41
５－１－２．地域住民・公園利用者の利便性を向上させる機能 …… 41
５－２．和泉公園の整備イメージ …… 42

６．整備の推進に向けて

６－１．事業手法 …… 44
６－２．概算事業費 …… 45
６－３．事業スケジュール …… 45
６－４．工事期間中の対応 …… 46
６－４－１．旧和泉町ポンプ所跡地の活用 …… 47
６－５．管理運営の方針 …… 48
６－６．一体的整備に向けて …… 49
６－６－１．地域との継続的な検討の推進 …… 49
６－６－２．継続的な情報提供 …… 49

１．はじめに

基本計画策定の背景・目的、基本計画の対象、これまでの検討経緯について示します。

１－１．基本計画策定の背景・目的

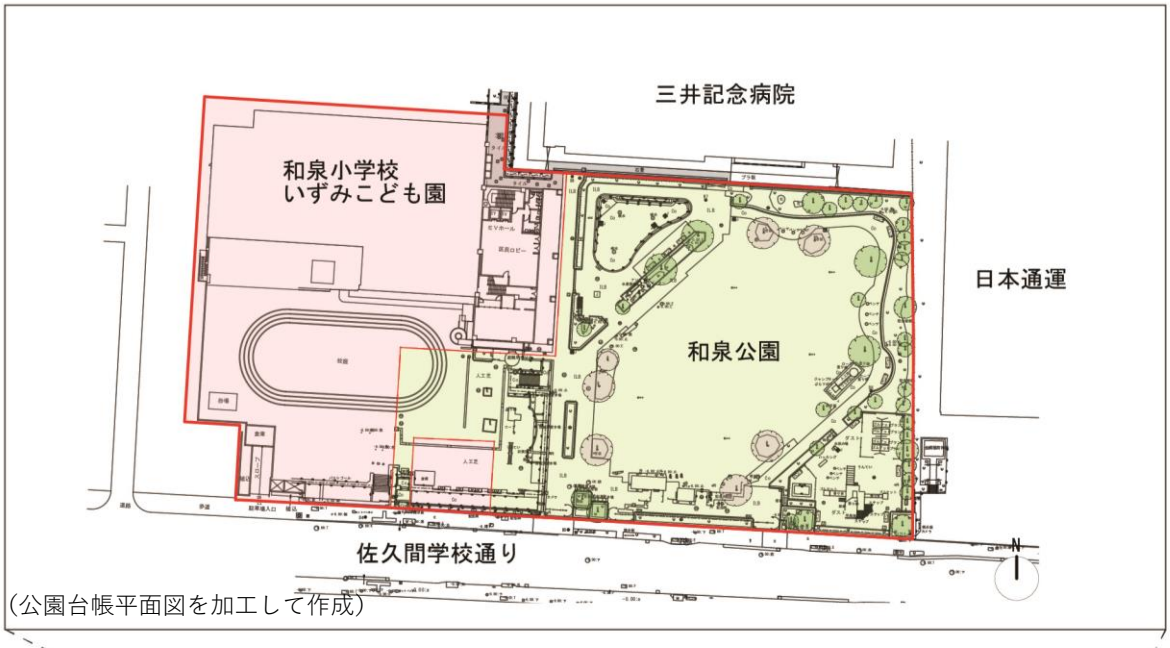
老朽化や施設規模等の課題がある和泉小学校･いずみこども園等施設（和泉小学校、いずみこども園、いずみこどもプラザ及びちよだパークサイドプラザ）については、児童・園児への負担軽減を図る観点等から、現敷地建て替えではなく隣接する区立和泉公園敷地への移転建て替えに向けて取り組んでいます。

令和元年度から検討組織を設けて施設関係者との意見交換を重ね、令和６年度からは公園の視点を検討に加え、公園も含めて全体の機能が向上するよう、完成後の一体的利用も含めた再整備の方向性について地域とともに整理・検討を行ってきました。令和６年度～令和７年度には、オープンハウス型地域説明会やパブリックコメントを実施し、地域の意見を踏まえ、新たな公園と学校等施設の一体的整備構想を策定（令和８年２月）しました。

本基本計画は、一体的整備構想を踏まえ、施設整備までの一貫性のある方針（配置形態、諸室・諸施設等の規模、空間としてのあり方等）と設計の与条件となる事項を提示するために策定するものです。

1－2．基本計画の対象

和泉小学校・いずみこども園等施設（和泉小学校、いずみこども園、いずみこどもプラザ及びちよだパークサイドプラザ）並びに和泉公園を基本計画の対象とします。



（公園台帳平面図を加工して作成）



（この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用(承認番号:7 都市基交測第 156 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。）

基本計画の対象地

【施設の沿革】

・旧佐久間小学校敷地を利用し、地域に開かれた学校を核とした多目的利用の都市型複合公共施設として昭和 62 年 7 月に竣工、9 月に開設。
・平成 5 年 4 月には、旧佐久間小学校と旧今川小学校を統合し再配置した「和泉小学校」として開校。
・平成 14 年 4 月には、佐久間幼稚園といずみ保育園からなる幼保一元化施設として「いずみこども園」を新たに開設。
・現在は、小学校・こども園の他、集会室等の地域利用施設（ちよだパークサイドプラザ）と児童館的機能（いずみこどもプラザ）を有している。

【公園の沿革】

・昭和 54 年に、都市計画公園（街区公園）として開設。
・昭和 62 年には、ちよだパークサイドプラザの建設に伴い、公園敷地の一部に建物が建てられるため、公園敷地の一部と学校敷地を交換し、公園区域を変更。
・平成 20 年には、公園の再整備を実施し、芝生広場、じゃぶじゃぶ池等の現在の形状となる。
・平成 21 年には、和泉小学校校庭拡幅工事に伴い、公園敷地の一部が人工地盤上の校庭・公園利用者用駐輪場として整備される。

1－3．検討経緯

下表に示すとおり、関係者や地域の方との密な意見交換を重ね、検討を進めてきました。

検討経緯

会議体名称	日付	会議概要	
■和泉小学校学校運営協議会	平成 30 年 12 月 19 日	・施設の課題共有、仮校園舎の整備における課題共有	学校等施設の検討
■和泉小学校・いずみこども園等施設整備　検討準備会	令和元年 12 月 17 日	・施設の現状についての情報共有、和泉公園を利用する可能性の検討	
	令和 2 年 2 月 19 日	・施設整備について ・仮校園舎建設による現敷地建て替えと和泉公園敷地への新施設の移転建て替えを比較検討	
■和泉小学校・いずみこども園等施設整備　校・園関係者懇談会	令和 4 年 1 月 17 日	・整備を建て替えで進めること ・和泉公園を活用する方向性で検討すること	
	令和 6 年 1 月 26 日	・和泉小学校・いずみこども園等の施設整備基本構想素案（たたき台）の確認 ・和泉公園と換地する方針の確認、和泉公園閉鎖時の代替措置の検討	
■和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備に向けた検討会	令和 6 年 11 月 21 日	・和泉公園の現況及び課題 ・公園敷地と学校敷地の入れ替え ・施設と公園の配置形態	学校等施設及び公園の検討
	令和 7 年 3 月 27 日	・和泉公園利用状況調査、風環境のシミュレーション結果概要 ・検討会、個別ヒアリング、オープンハウス型地域説明会等での意見とその対応 ・施設と公園の配置形態	
	令和 7 年 9 月 19 日	・人工地盤校庭パターンについての制度的・技術的・機能的整理 ・人工地盤校庭パターンにおける施設と公園の計画 ・一体的整備構想（骨子案）	
	令和 8 年 2 月 16 日	・一体的整備構想（策定） ・人工地盤校庭パターンにおける施設と公園の計画 ・基本計画の検討の方向性	
	令和 8 年 6 月 8 日	・基本計画（素案）について	
■オープンハウス型地域説明会	令和 7 年 2 月 7 日・8 日	・公園敷地と学校敷地の入れ替え ・地表面兼用パターンによる施設と公園の計画イメージ	
	令和 7 年 10 月 19 日・20 日	・敷地の入れ替え効果・一体的整備・都市計画変更等 ・人工地盤校庭パターンにおける施設と公園の計画イメージ	
	令和 8 年 6 月 28 日・29 日	・基本計画（素案）について	

上記の他、地域団体への個別ヒアリング、和泉小学校児童へのアンケートを実施

2．整備の方向性

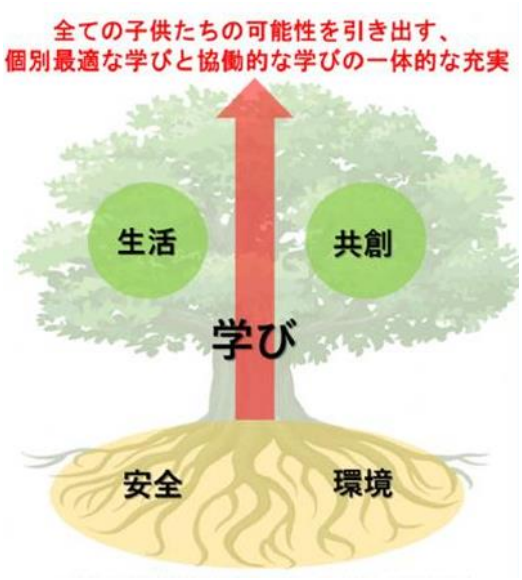
学校等施設と公園の整備の方向性について、一体的整備構想にて「施設計画の方向性」として整理した内容を再掲します。

2－1．全体に係る整備の方向性

2－1－1．全体に係る整備の方向性

学校等施設と公園の整備による効果を最大化するため、昨今の各施設整備のあり方を踏まえる必要があります。

・学校施設においては、全ての子どもたちの可能性を引き出し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に向けた学び舎が求められています。
・そのため、「学び」を「幹」に据え、その学びを豊かにする「枝」として、「生活」「共創」の空間が必要です。
・また、学び舎の土台として着実に整備を推進する「根」として、「安全」「環境」の確保が必要になります。
・公園においては、千代田区公園づくり基本方針に示される通り、より良くするための４つの視点があります。
・遊具の充実、ボール遊びやイベント利用などの多様なニーズの実現に向けた柔軟な運用と、高齢者や障がい者への使いやすさの改善、立地・利用者の特性や環境の保全に配慮した整備、地域住民・民間企業などとの連携による公園づくりなどが必要となっています。

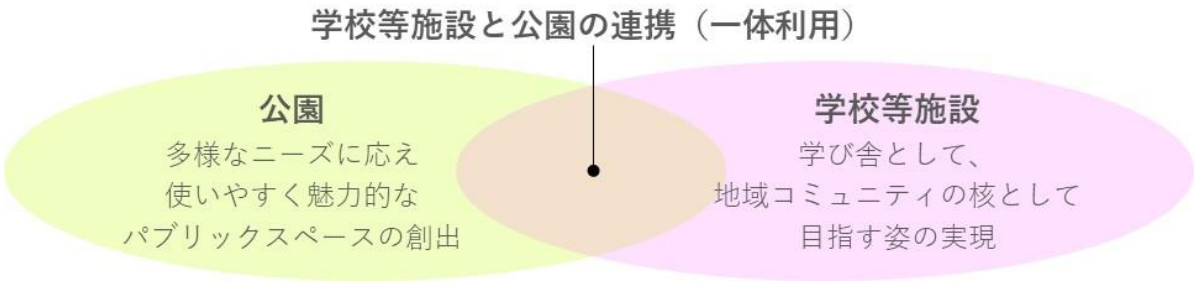


新しい時代の学び舎として目指していく姿
出典：「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」文部科学省



公園をより良くするための４つの視点
出典：千代田区公園づくり基本方針

各施設整備のあり方を実現するためには、それぞれの機能の充実が求められますが、限られた敷地における必要規模への対応、都心至近の立地における学び舎として求められる機能の確保、地域の住民・関係者のニーズに応えるパブリックスペースの創出を目指すため、学校等施設と公園の連携と、各施設の再整備の視点から、施設計画の方向性を示します。



■学校等施設と公園が連携した空間づくり

・学校等施設と公園との連続性の確保や融通し合う空間利用を通じた子どもたちの活動の充実と地域のにぎわい、交流の促進
・公園に面して親和性の高い機能を導入することで、利用の相乗効果を発揮
・地域並びに隣接する病院や民間企業との協働の場として、様々な地域活動の場や災害時の拠点として活用
・学校等施設と公園の利用者双方が安心して利用できるセキュリティの設定や管理運営のあり方の検討　など

２－１－２．学校等施設に係る整備の方向性

■新たな教育需要にも対応可能なゆとりある教育環境を整える

・児童数の増減、多様な学習形態、ICT 教育環境への対応
・異年齢同士の交流の創出、共に成長できる環境の構築等、小学校、こども園、児童館的機能の独立性確保と連携
・メンテナンス、改修等に柔軟に対応できる施設計画　など



普通教室のイメージ

■安全・安心を確保しながら、心身の健康と環境に配慮した施設づくり

・教育施設と地域利用部分の適切な区分とセキュリティの確保
・限られた敷地を最大限活用し、思い切り身体を動かし、健やかでたくましい心と体の育成
・子ども自身と子どもを取り巻く環境の多様性を受け止める寛容な施設計画
・都心のなかでも、自然や四季を感じられる建物、省エネルギー化の推進　など



メディアセンターのイメージ

■地域に開かれ、ともに育む、防災拠点にもなる施設づくり

・学校を取り巻く様々な人々が活動する地域の子育て、コミュニティ活動、生涯学習の場の創出
・災害発生時には地域と連携し、避難所、避難所医療救護所として機能
・旧佐久間小学校及び旧今川小学校、和泉小学校の歴史・伝統・校風の継承　など



体育館のイメージ

２－１－３．公園に係る整備の方向性

■様々な活動を受け止める都会のオアシスの創出

・都心部の駅至近にありながら、人々に癒やしを提供する伸びやかなみどりのオープンスペースの創出
・多様な利用者を受け入れるバリアフリーでインクルーシブな公園環境の実現
・夏場の利用を促進する日陰や設えの用意
・隣接する小学校やこども園等、地域の方や団体が活動・協力できる余地の確保
・各種イベント、災害時の活動等への配慮　　など


シェルター下（ピロティ下）のベンチ

■周辺環境とのつながり・みどりの維持向上

・通り抜け動線や周辺施設の利用動線の継続的確保
・道路に沿ったオープンスペースの確保、及び公園敷地・施設敷地の全体で緑の総量を維持・増進
・死角をつくらない等のセキュリティ面への配慮
・公園にいざなうエントランス空間の創出　など


インクルーシブ遊具のある広場

■公園及び地域の歴史的積層の尊重

・防火守護地としての歴史を踏まえた地域の防災拠点としての活用
・隣接する病院の緊急医療救護所としての開所後の連携を想定
・既存のみどりの保全
・地域の歴史を未来へ継承する設え　など


地域の歴史を伝えるサイン

2－2．一体的整備の考え方

一体的整備の必要性

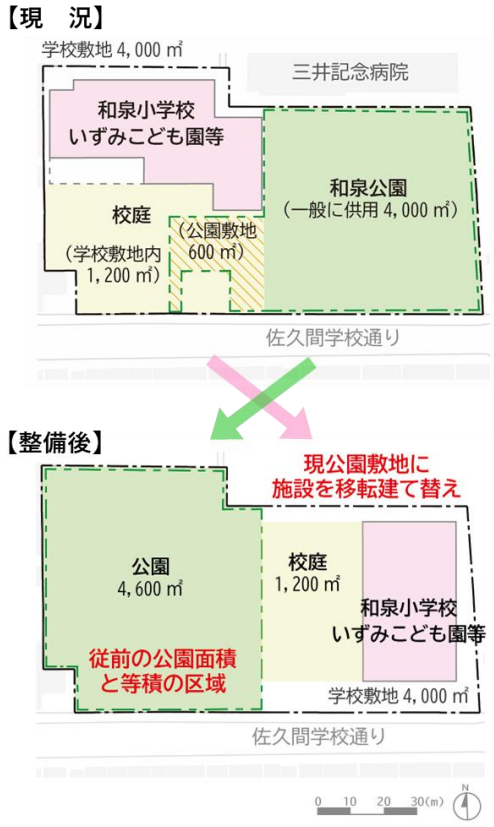
建て替えを現敷地で行う場合、仮施設への移転が必要になりますが、公園との関係も含め以下の点が課題となります。

・仮施設への移転により、２回の引越し及び児童・園児及び関係者の通学・通園の場所が変わる等の負担が生じる。
・近隣での仮施設を整備するための用地及び整備費の確保が必要。
・現状の学校・公園の敷地形状が変わらないため、都市計画公園のうち約 600 ㎡を平日に学校が使用している状況がそのままとなる。

■敷地の入れ替えによる整備

上記の課題を解決するため、隣接する和泉公園と敷地を入れ替え、新たな公園と学校等施設を一体的に再整備します。

・一時移転による児童・園児及び関係者への負担がなくなる。
・新施設整備が一度で済み、仮施設の用地及び整備費が不要。
・都市計画公園の面積（4,600 ㎡）を等積で再配置する際に、まとまった利用しやすい形状（整形）に変更できる。
・公園内を学校が使用している状況を一旦リセットして、両者にとってより良い整備・利用内容を検討することができる。



■再整備によって生じる新たな課題

・単純に新たな学校敷地内に校庭を整備した場合は、校庭で利用できる面積が減少する。

一体的整備構想において示されている一体的整備の必要性

公園の面積・機能と教育環境の両立

限られた整備区域内で都市計画公園の面積・機能と十分な教育環境（校庭面積）とを両立させる必要があります。地表面で公園・校庭をタイムシェアする「地表面兼用パターン」、建物の屋上を校庭とする「屋上校庭パターン」も考えられますが、公園は１階、校庭は２階と上下に分離することでセキュリティを確保しつつ両者の機能を充実させる「人工地盤※校庭パターン」が、制度的・技術的・機能的な観点から実現性・有効性が高いと言えます。このため、「人工地盤校庭パターン」にて整備内容を具体化していきます。

※運動等ができるよう広く整備した建物１階の屋根部分を人工地盤と呼びます。

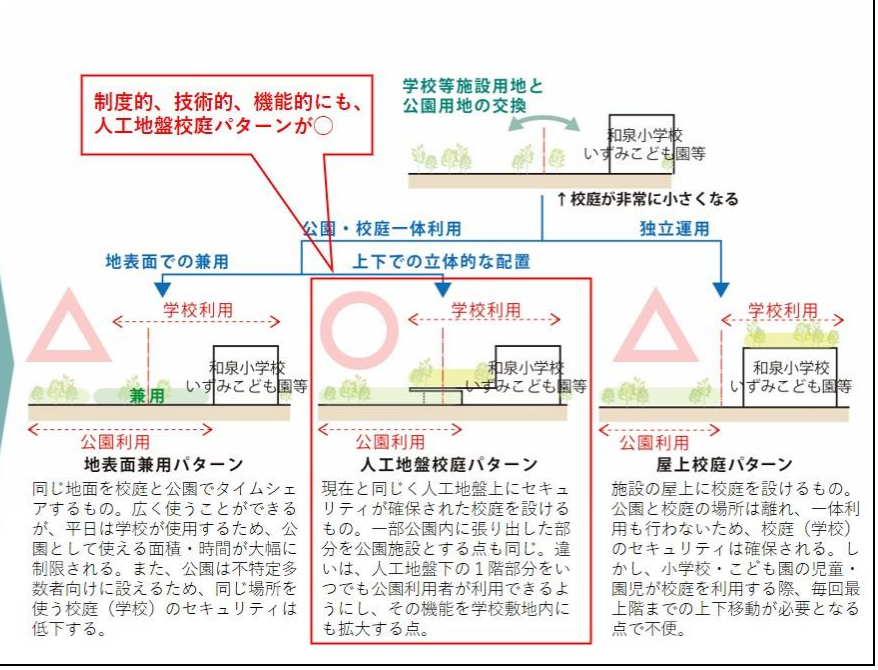
○公園と校庭の兼用事例調査
→「地表面兼用パターン」の事例では、校庭・公園を広く確保できているが、管理運営面から一定の留意点あり

○導入機能の庁内意向調査 機能
→「人工地盤校庭パターン」は、施設が公園に隣接することを活かした公園の多機能化や公園利用者向け機能の充実が可能

○公園内の人工地盤整備の制度的検討 制度
→公園施設としての人工地盤であれば、最大で合計1,000㎡程度（建ぺい率22%）まで公園内に建築可能

○施工者ヒアリング調査 技術
→「人工地盤校庭パターン」は、施工期間は要するものの、施工は可能

○人工地盤校庭パターンの施設内の機能配置の検討 機能 技術
→必要な諸機能・面積を収めることが可能（第７章参照）



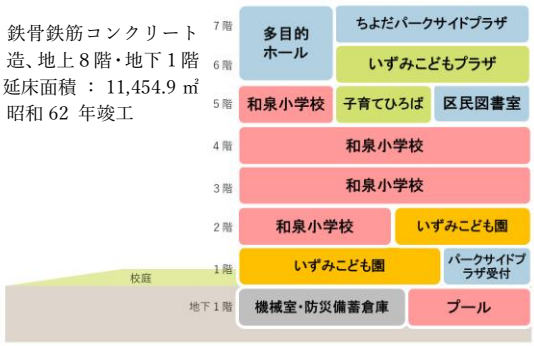
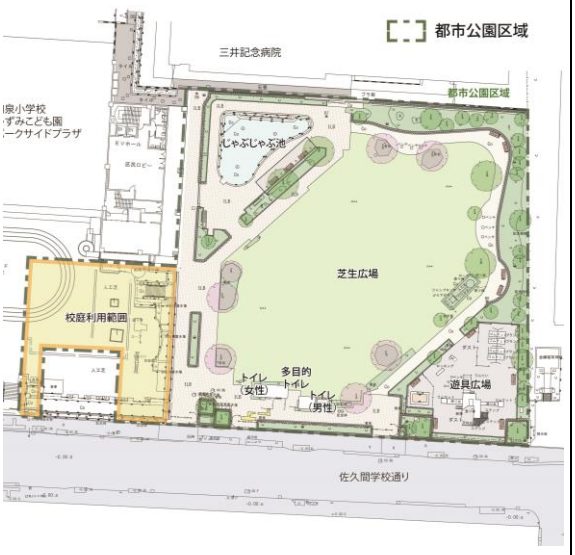
一体的整備構想において示されている公園の面積・機能と教育環境の両立方策

3．整備の前提条件と配置計画

3－1．敷地の概要及び法的条件等

3－1－1．敷地概要

計画敷地である和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園の敷地概要は下表の通りです。

項目	和泉小学校・いずみこども園等施設	和泉公園 （都市計画公園、街区公園）
所在	神田和泉町 1 番地	神田和泉町 1 番地 300
敷地 面積等	3,963.06 ㎡ うち校庭面積： 約 1,200 ㎡ 園庭面積： 約 200 ㎡	4,607.71 ㎡ 但し、その一部（約 600 ㎡）は校庭としても使えるよう整備され、学校の教育活動がある日に校庭として使われているため、実際に公園としていつでも有効に利用できる範囲は約 4,000 ㎡
施設等	 現在の和泉小学校等施設の構成 ・鉄骨鉄筋コンクリート造、地上 8 階・地下 1 階 ・延床面積 ： 11,454.9 ㎡ ・昭和 62 年竣工 	 ・健康器具 ・スプリング遊具 ・ブランコ ・砂場 ・鉄棒・滑り台等を兼ねた複合遊具 ・トイレ ・レンタサイクルポート 

3－1－2．法的条件

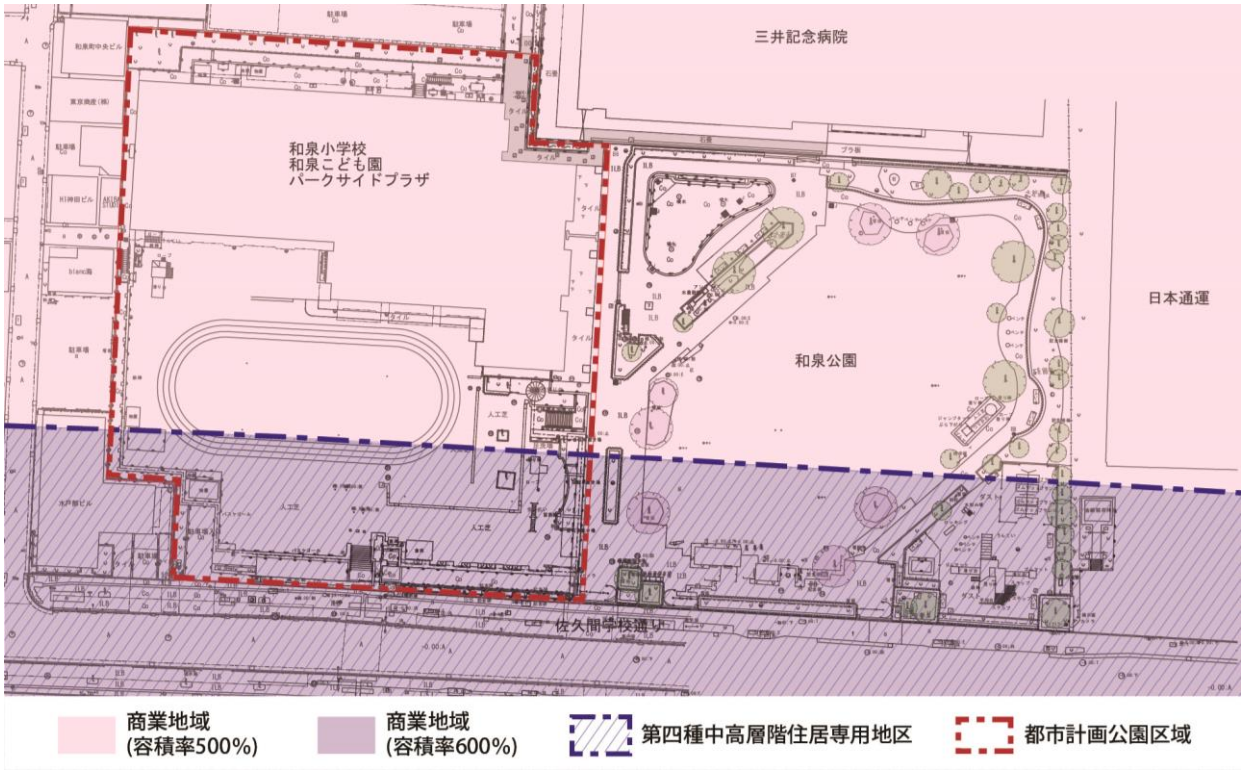
計画敷地にかかる敷地に係る土地利用上の法的な制約条件は、主に以下のとおりです。

項目		指定内容
都市計画法	用途地域	商業地域
	容積率	500%（南側一部 600%）
	建ぺい率	80%
	中高層階住居専用地区	第四種中高層階住居専用地区※1（南側一部）
	防火指定	防火地域
	駐車場整備地区	千代田区駐車場整備地区※2
	都市施設	東京都市計画公園 千代田第 2・2・15 号和泉公園（西側約 4,600 ㎡）※3
建築基準法	日影規制	なし
景観法	千代田区景観まちづくり計画	神田地域　界隈 12 外神田・秋葉原界隈 色彩定性基準の他、界隈別景観形成の方向性及び指針あり
屋外広告物法	千代田区屋外広告物景観まちづくりガイドライン	一般地域 景観配慮事項あり

※1　第四種中高層階住居専用地区：6階以上の部分を住宅等の用途にするよう制限される地区です。ただし、学校などの教育施設には適用されません。

※2　千代田区駐車場整備地区：都条例により、建築物の規模・用途に応じた駐車場附置義務が生じます。

※3　整備を見据え、都市計画公園の区域については、令和8年8月に都市計画変更を行いました。

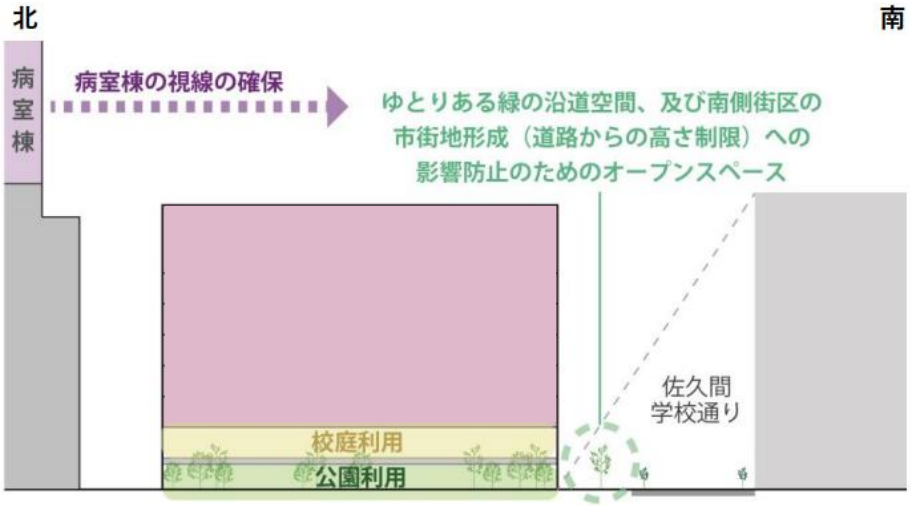


計画敷地に係る法的条件（令和8年8月都市計画変更）

3－1－3．周辺環境への配慮

法的条件に加え、周辺環境について特に配慮すべき事項について以下に整理します。

・多くの方から利用されてきた南北の通り抜け動線や三井記念病院への利用動線については、整備後だけでなく工事期間中も継続的に確保します。
・公園位置の変更に伴う周囲の市街地環境及び市街地形成への影響を考慮し、佐久間学校通りに沿ったオープンスペースを、学校等施設敷地内も含めて連続して確保し、ゆとりある沿道空間と緑環境を創出します。また、公園・広場に類する空地として機能するよう、敷地南側の道路境界線から約 10m の範囲には、建築物は配置しないこととします。
・敷地境界への植栽の設置等を通じて、学校等施設と公園施設の入れ替えに伴う周辺環境への影響を極力小さくすることを検討します。
・秋葉原駅周辺の商業集積地から程近い立地であることを踏まえ、安全性に十分に配慮した教育環境、保育環境、公園環境を整えていきます。
・工事は周囲に病院や小学校、こども園、住宅、オフィス等が立ち並ぶ中実施されることとなるため、騒音や振動の抑制に務めるとともに、安全対策に十分留意します。



周囲の市街地等に配慮した施設・公園の配置（南北断面）

3－2．施設規模の想定

学校等施設は老朽化以外に施設規模等の課題があるため、大規模改修ではなく建て替えに取り組むこととし、新たな施設については、地域の就学前人口の増加を見通し、子どもに関わる小学校・こども園・こどもプラザ（児童館・学童クラブ）の３つの機能を大幅に拡充するとともに、地域利用・公園施設機能も加え、施設規模約 16,500 ㎡を想定します。



小学校

- 児童数の増加に対応できるよう、普通教室を現状の12学級から最大24学級規模※に拡大します。また、ICT 教育環境を整えたゆとりある教室や将来的な小学校教育における動向・ニーズの変化に対応できるよう、各室やスペースの面積増加を図ります。
- 体育館・プールは地域開放を想定し、機能を充実します。

※少人数展開授業等で使用する教室を含みます。

普通教室・特別教室・管理諸室・体育館・プール等

現況 7,091㎡

面積増加・機能充実 → 約11,000㎡

必要な機能・諸室を引き続き検討し、その結果に応じて規模を調整します。

こども園

- 図書コーナー等の新たな設置に加え、保育室等の従前機能の充実を図ります。

保育室・生活諸室・管理諸室等

現況 1,942㎡

機能充実 → 約2,500㎡

規模については、引き続きこども園と意見交換を行い、必要な機能・諸室から適正規模を設定します。

こどもプラザ他

- 学童保育室、一時保育室の拡大に加え、新たに多目的室・遊戯室等とともに、区民図書室（館）等の地域利用機能を設置します。

学童保育・一時保育・児童館機能等

現況 686㎡

区民図書室（館）・会議室・倉庫等

現況 1,737㎡

機能充実 → 約3,000㎡

施設敷地と公園敷地に跨る公園施設（教養施設としての図書室等）を含む規模であり、小学校・こども園の規模・配置等の調整結果も踏まえて適正規模を設定します。

3－3．全体配置計画

仮校舎等による児童・園児への負担の軽減を図る観点から、和泉公園と学校等施設の敷地を入れ替え、施設の更新を図ることを大前提として、全体配置計画を考えます。

施設の配置や動線に関する考え方について、以下のとおり整理します。

3－3－1．配置計画

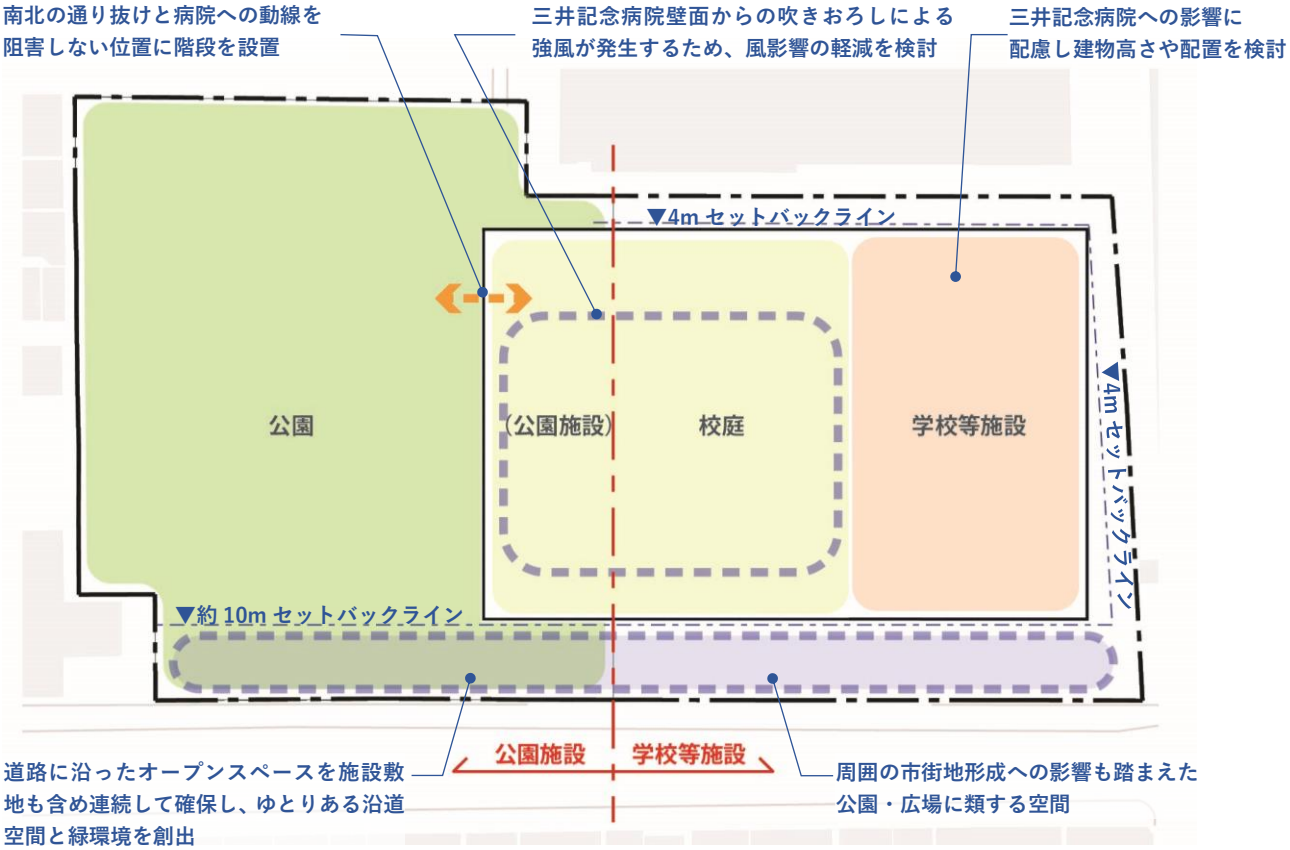
・公園敷地内の人工地盤部分については、公園施設として整備し、公園と校庭の一体的な活用を促進するため、両者を接続する階段をわかりやすい場所に配置します。但し、南北の通り抜け動線や人工地盤下の機能の視認性の支障にならないように配慮します。

・公園位置の変更に伴う周辺の市街地環境及び市街地形成への影響を考慮し、敷地南側の道路境界線から約 10m の範囲には、学校等敷地を含め、将来にわたって建築物は配置しないこととし、ゆとりある沿道空間と緑環境を創出します。

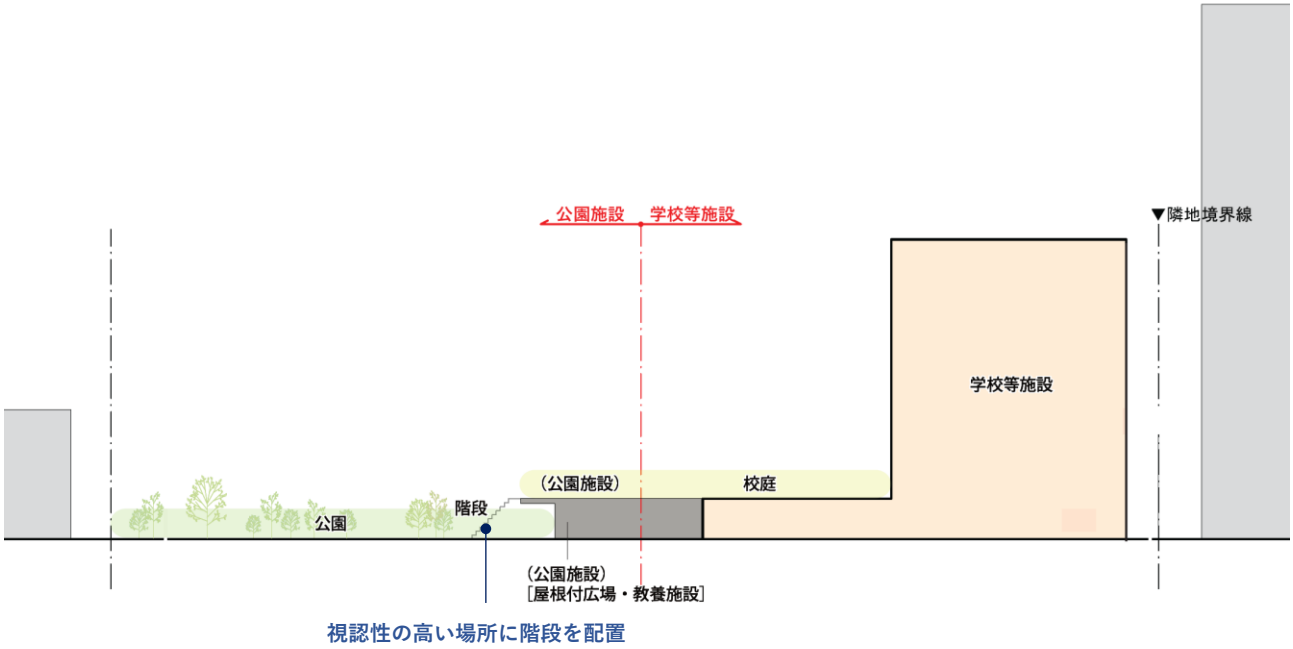
・隣接する三井記念病院の入院棟病室の採光、眺望等に配慮し、学校等施設の建物の高さや配置を決定します。

・3D モデルを用いたシミュレーションの結果、現在、南～南西からの風が北側に位置する三井記念病院の壁面にあたり、その吹きおろしにより、公園内に強風が発生するエリアが生じていることが把握されています。設計プロセスの中で、学校等施設の配置・ボリュームを決定する際にも、同様のシミュレーションを実施し、新校舎の校庭等への強風の影響の軽減を目指します。

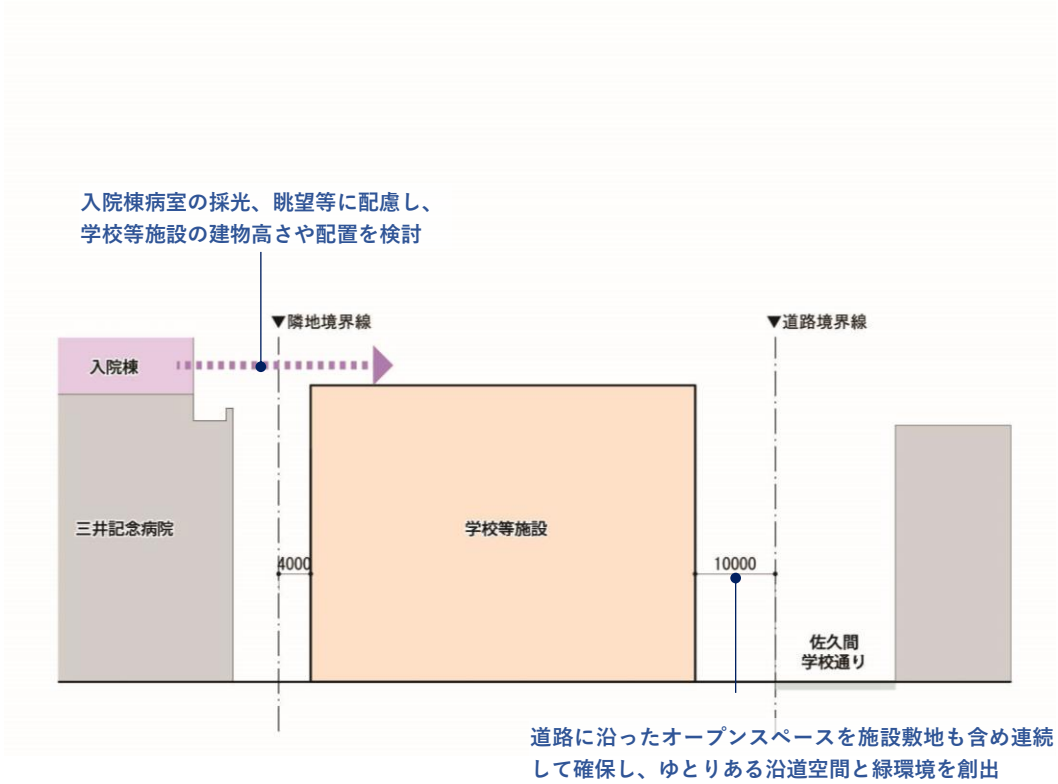
・学校等施設及び既存の隣接建物の採光等に配慮し、隣地境界線から学校等施設の外壁は 4m セットバックします。



全体配置計画図（イメージ）

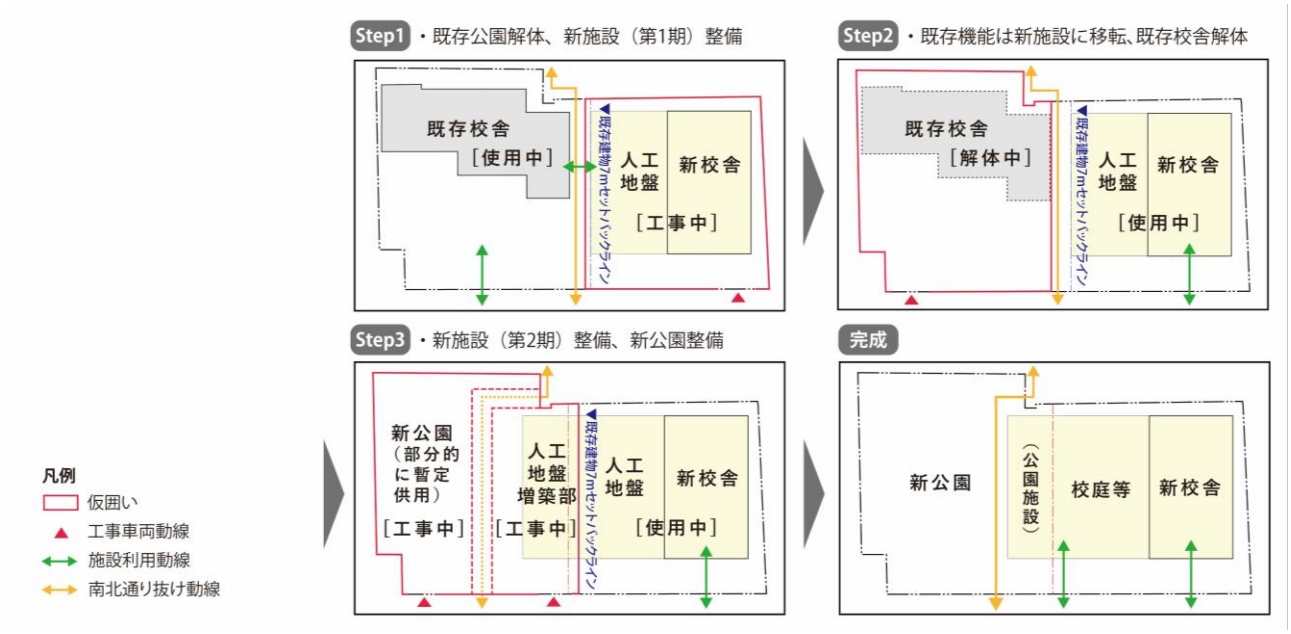


全体計画断面図（東西方向）



全体計画断面図（南北方向）

・既存校舎を供用しながら新校舎を建設するためには、段階的に整備を行う必要があり、以下のような施工ステップが想定されます。地下の掘削等を考慮すると、ステップ１及び２の段階では、既存校舎外壁から新校舎外壁まで 7m 程度の離隔を確保することが必要と想定されます。建築計画の工夫や工法の検討を通じて、この離隔を精査していきます。

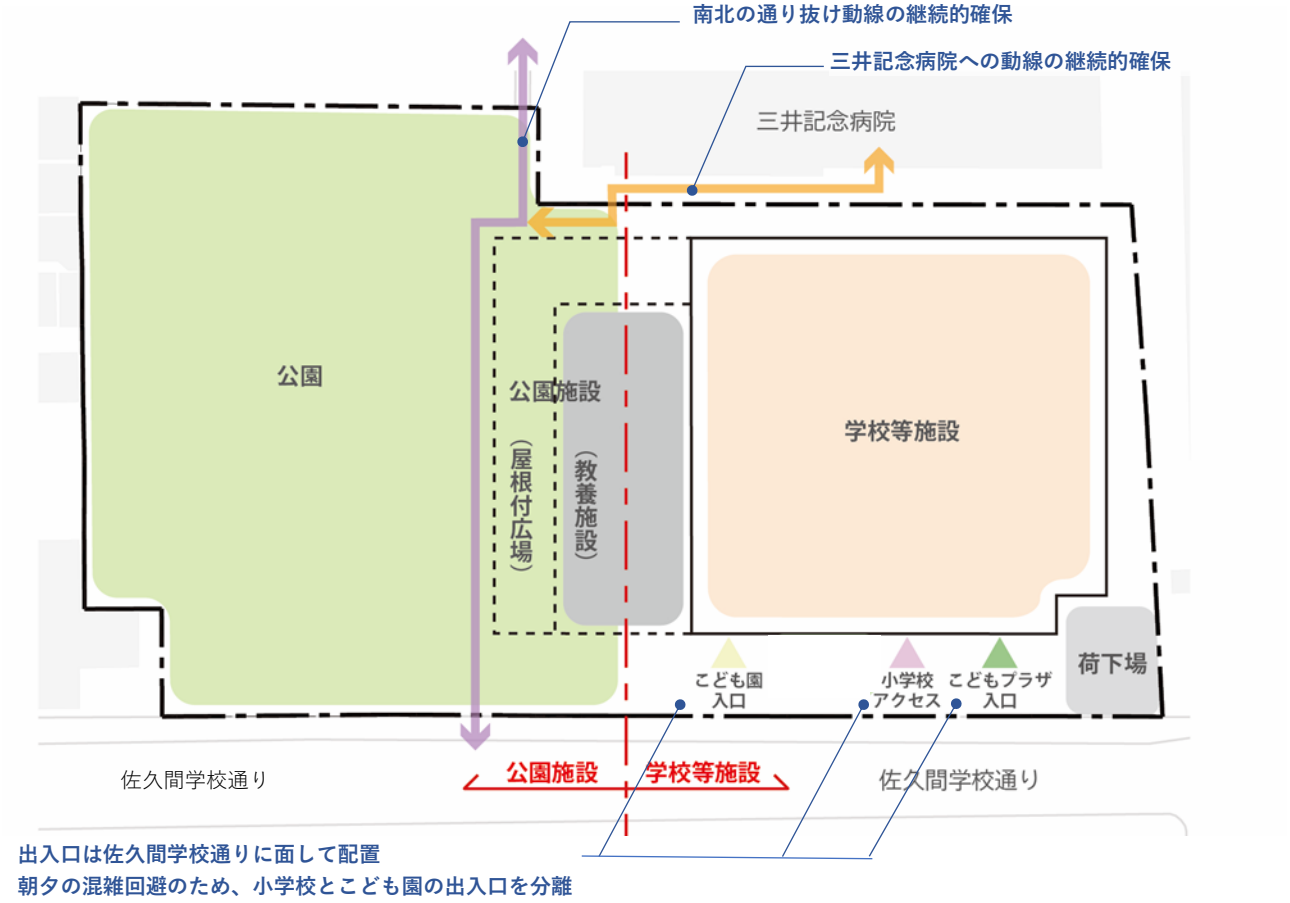


想定施工ステップ

・公園敷地の人工地盤部分は公園施設とし、都市公園法及び千代田区都市公園条例で定められた建ぺい率を上回らない範囲内かつ南北通り抜け動線の支障にならないように計画します。

3－3－2．動線計画

・工事期間中も含めて、南北の通り抜け動線及び三井記念病院への動線を継続的に確保します。これらの動線と人工地盤下のピロティの関係性には十分に配慮し、通行空間と滞留空間が重なり合い重層的な利用が生まれるようにします。
・和泉小学校及びいずみこども園、いずみこどもプラザの出入口は佐久間学校通りに面して設けます。朝夕の混雑を避けるために、和泉小学校といずみこども園の出入口は可能な限り離すこととします。
・佐久間学校通りに面して荷下場を設け、円滑な搬入を可能にします。荷下場と小学校、こども園のアクセス空間周りは植栽等で明確に分離し、子どもの安全性を確保します。
・地域開放を想定する体育館やプール、会議室等には、公園側からもアクセスできることが望まれます。
・敷地の北側及び東側から学校等施設へのアクセスは最低限とし、利用者が立ち入る必要のない空間には侵入しにくい設えを検討します。
・学校等施設の第１期工事が終わった段階では、公園側からのアクセスはできないため、第１期工事完了範囲内でアクセスが完結していることが必要となります。



動線計画図（イメージ）

4．学校等施設の基本計画

4－1．学校等施設の導入機能

4－1－1．和泉小学校

小学校については、将来の教育需要の変化や多様な学習形態、ICT 教育環境の進展等に対応しながら、児童が安全・安心に学び、健やかに成長できるよう、良好な通風、換気、自然採光等の環境条件及び十分な安全性の確保された教育環境を整備するものとします。あわせて、異年齢交流や地域との関わりにも配慮しつつ、学校として必要な独立性と円滑な運営性を確保する観点から、下表に示す機能を導入するものとします。

学校等施設への導入機能（和泉小学校機能）

導入機能	施設や使い方のイメージ	室名
教育・学習支援機能	・将来の児童数の増減や学級編成の変化に対応可能な、ゆとりある学年教室環境 ・普通教室、多目的教室、特別教室、特別支援教室等、多様な学習活動に対応可能な学習環境 ・学習・情報機能を含めた、多様な学びを支える共用空間	普通教室/特別支援教室/多目的教室/理科室/図工室/家庭科室/音楽室(高学年用)/音楽室(低学年用)/図書室　等
活動・生活支援機能	・児童の主体的な活動や交流を促すオープンスペース ・発達段階や学習内容に応じた活動を支える生活支援機能 ・更衣、トイレ、流し、教材室等を含む、学校生活を支える機能	生徒更衣室/児童トイレ･流しコーナー/教材庫/理科・図工・生活科倉庫/理科準備室/図工準備室/家庭科準備室/児童昇降口　等
管理・運営機能	・校長室、事務室、職員室等による円滑な学校運営を支える管理機能 ・来客対応、教職員の執務、教材作成、保管等に対応した諸室 ・保健室や相談機能、防災備蓄等を含めた、安全・安心な学校生活を支える機能 ・調理、配膳、休憩等を含めた給食運営に必要な諸機能	職員室/校長室・応接室/事務室/主事室/印刷・教材制作室/職員更衣室/保健室/相談室/放送室/記念室・保管庫/職員来客用トイレ/職員来客用玄関/防災用備蓄倉庫/資源保管庫/給食調理室/給食配膳室/調理員休憩室　等
体育機能	・授業、学校行事、放課後活動等に対応可能な運動環境 ・アリーナ、ステージ、器具庫等を備えた使いやすい屋内運動環境 ・水泳授業に対応したプール機能と、更衣、監視、医務・採暖等の関連機能 ・地域利用も視野に入れた運用のしやすさへの配慮	アリーナ/ステージ・放送/体育器具庫/プール/更衣室/監視室/医務室・採暖室/トイレ/プール倉庫等
防災機能	・地域の避難所、避難所医療救護所として必要な防災備蓄機能 ・災害時に避難所として利用可能な施設環境 ・施設利用者及び地域利用者の安全確保を支える防災対応機能	防災備蓄倉庫、マンホールトイレ　等

その他、適宜、廊下・階段・オープンスペース等を配置します。

４－１－２．いずみこども園

こども園については、乳幼児が安全・安心に過ごし、心身の発達に応じた保育・教育を受けられる環境を整備するものとします。また、日々の生活や遊びを支える場としての快適性を確保するとともに、小学校やこどもプラザとの連携にも配慮しながら、こども園として必要な独立性と円滑な運営性を確保する観点から、下表に示す機能を導入するものとします。

学校等施設への導入機能（いずみこども園機能）

導入機能	施設や使い方のイメージ	室名
保育機能	・乳児から幼児までの発達段階に応じた保育環境 ・通常保育に加え、多目的な保育活動にも対応可能な機能 ・遊戯や交流、新たな制度に対応可能な柔軟な保育環境 ・園児の日常生活を支える生活関連機能を含めた保育環境	保育室/午睡室/多目的室/遊戯室/図書コーナー/園児用トイレ/園児用玄関　等
管理・運営機能	・職員室兼保健室、園長室、相談室等による円滑な園運営を支える管理機能 ・職員会議、休憩、更衣、来客対応等に対応した諸室 ・保護者対応や子育て相談にも配慮した運営環境 ・園児への安全で円滑な給食提供を支える調理・配膳機能	職員室兼保健室/園長室/応接室･相談室/職員会議室/職員休憩室/職員更衣室/職員来客用トイレ/教材室・倉庫/給食調理室/調理員休憩室　等

その他、適宜、廊下・階段・オープンスペース等を配置します。

４－１－３．いずみこどもプラザ

こどもプラザについては、放課後等に子どもたちが安全・安心に過ごし、多様な活動や交流ができる居場所としての環境を整備するものとします。また、地域に開かれた子どもの居場所としての役割にも配慮しつつ、小学校やこども園との連携を図りながら、こどもプラザとして必要な独立性と円滑な運営性を確保する観点から、下表に示す機能を導入するものとします。

学校等施設への導入機能（いずみこどもプラザ機能）

導入機能	施設や使い方のイメージ	室名
放課後児童支援機能	・学童保育を中心とした、放課後の安全・安心な居場所 ・放課後の生活支援や見守りに対応する環境 ・放課後利用を基本としつつ、他機能との連携にも配慮	学童保育室/遊戯室/準備室/倉庫/子どもトイレ/玄関ホール　等
多世代交流機能	・図書、図工、多目的活動、遊戯等に対応した児童の居場所機能の確保 ・遊び、学び、交流、自習等、多様な過ごし方を受け止める活動環境の整備 ・乳幼児から小学生、中高生世代までを視野に入れた柔軟な活動機能の確保	図書室/図工室/多目的室　等
子育て支援機能	・一時保育や乳児対応を含む子育て支援機能の確保 ・子どもや保護者が安心して利用できる環境の整備 ・相談対応や受入れ環境を含めた子育て支援機能の確保	一時保育室/乳児室/事務室/職員更衣室/相談室/職員来客用トイレ・ベビールーム　等

その他、適宜、廊下・階段・オープンスペース等を配置します。

４－１－４．共通施設・地域利用

共通施設については、各施設に共通して必要となる諸室(トイレ、駐車場・駐輪場など)に加え、従前のパークサイドプラザが担ってきた地域利用機能を引き継ぎ、地域利用を中心とした多様な活動に対応できる場としての環境を整備するものとします。また、地域に開かれた交流・活動の場としての役割に配慮しつつ、学校等施設との管理区分や利用区分を適切に設定しながら、独立性と円滑な運営性を確保する観点から、下表に示す機能を導入するものとします。

学校等施設への導入機能（共通施設機能）

導入機能	施設や使い方のイメージ	室名
地域利用機能	・地域住民の交流等に対応した活動環境 ・図書利用や閲覧等を通じた地域の居場所機能を確保するとともに、地域開放利用に必要な更衣等に対応できる環境を整備 ・学校等施設との利用区分及び管理区分に配慮し、独立した地域利用が可能な構成	図書室/会議室/更衣室/倉庫　等

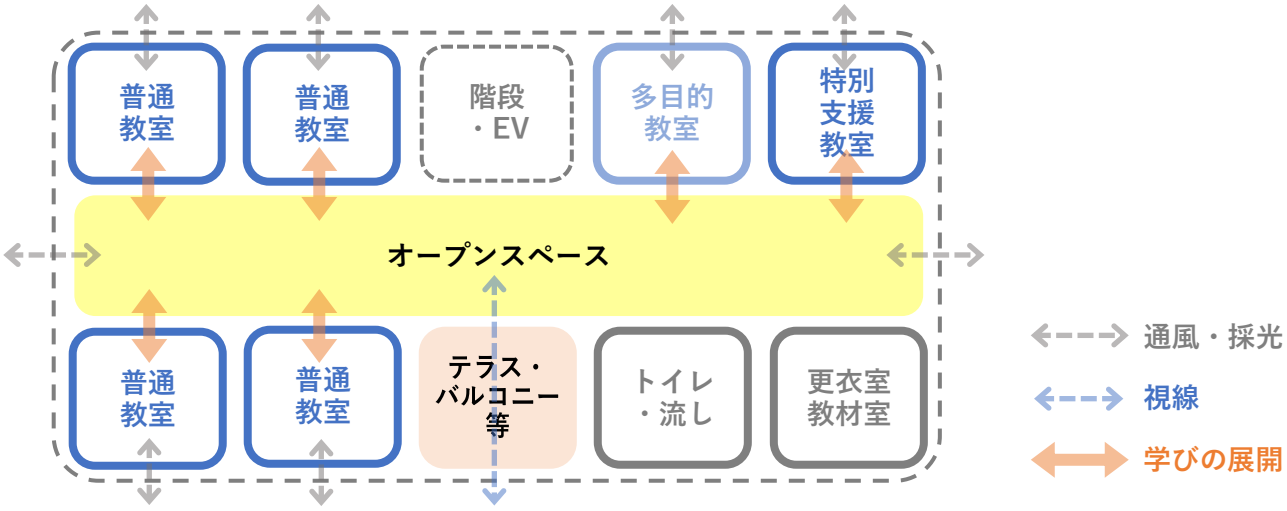
その他、適宜、廊下・階段・オープンスペース等を配置します。

4－2．諸室のあり方

4－2－1．和泉小学校

（1）普通教室ゾーン

普通教室ゾーンは、児童の日常的な学習と生活を支える中心的な場として位置付けます。オープンスペース、教材室、トイレ等を普通教室の近くに配置し、日常の活動ができるだけ普通教室まわりで完結する構成とします。また、校舎が高層化する場合は、普通教室の配置階をできるだけ少なくし、児童の縦移動を抑えた計画とするものとします。



普通教室ゾーンの機能イメージ

1）普通教室

・各学年のまとまりを意識し、同一学年の普通教室はできるだけ同一階又は同一区画にまとめ、学年単位での生活・学習がしやすい配置とします。
・多目的教室、教材室、トイレ等を近接配置し、日常の学習や生活が普通教室まわりで完結しやすい構成とします。
・日常の学習に加え、学級活動や生活の場としても使いやすく、児童が安心して落ち着くことができる室環境を整備します。
・多様な学習内容及び学習形態に対応できるよう、各種の机配置及び家具配置が可能な広さ、形状等とします。
・家具、収納棚その他の生活用設備を適切に配置し、教室利用に支障のない十分な活動空間を確保します。
・学級数の増減に対応できるよう、少人数教室、多目的教室等への転用も見据えた計画とします。
・必要に応じて、テラス、バルコニー等の屋外空間との連携や、特別の支援を必要とする児童への対応にも配慮した計画とします。
・ICT を日常的に活用できるよう、情報端末、電源、情報コンセント、提示装置等の利用を見据えた設備計画とします。

2）多目的教室

・普通教室との役割分担及び機能的な連携を十分検討し、学習内容、学習形態及び児童の発達段階に応じた適切な規模、構成とします。
・普通教室に近接配置し、学年ごとのまとまりを支える空間として、普通教室やオープンスペースと連続して利用しやすく、日常の学習活動や児童の動線にも配慮した構成とします。
・個別学習、少人数指導、グループ学習、総合的な学習等、多様な教育活動に柔軟に対応できる広さ、形状とします。
・学年又は全校で利用する広い多目的教室については、利用方法に応じて空間を分割できる構成とすることも検討します。
・必要に応じて、水栓、流し等の設備を設ける等、活動内容に応じた運用が可能な構成とします。
・普通教室と一体的にも独立的にも利用できるよう、音環境、温熱環境、視認性等に配慮した総合的な計画とします。

3）特別支援教室

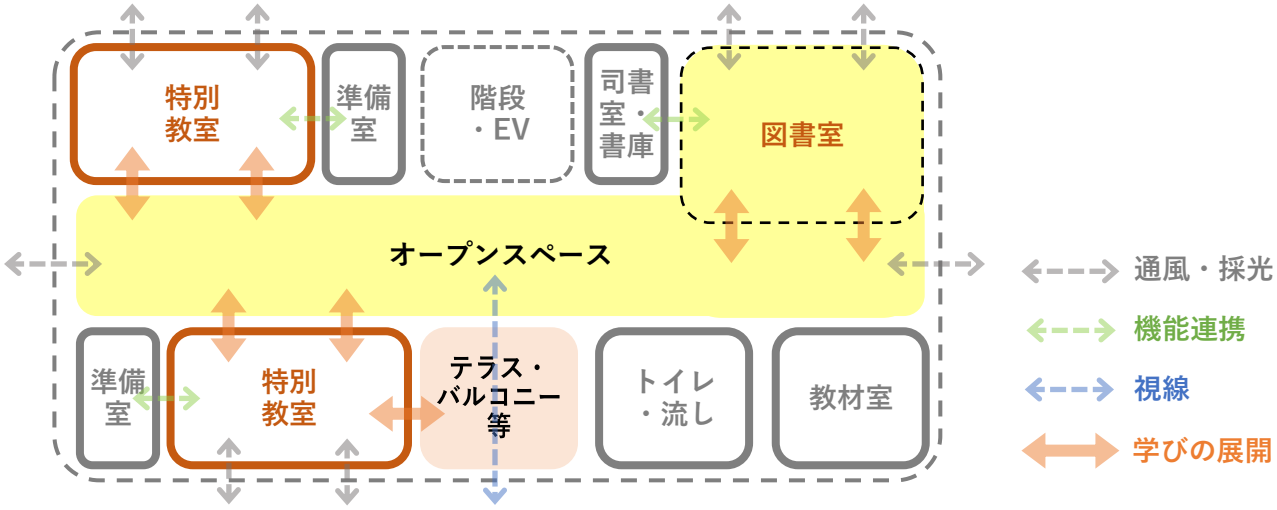
・普通教室との関係に配慮しつつ、落ち着いて学習できる位置に配置します。
・グループ学習、個別学習、自立活動その他の多様な学習活動等に柔軟かつ効果的に対応できる室構成とします。
・固定的な専用用途に限らず、状況に応じて柔軟に運用できる構成とし、必要な空間相互の連携にも留意します。
・各種の机配置が可能な面積、形状とするとともに、必要に応じて設備、家具、収納等の設置に対応できる構成とします。
・特別の支援を必要とする児童の学習及び生活に配慮した環境を確保します。

4）オープンスペース

・普通教室や多目的教室、屋外空間等と連続し、教室外での多様な学習活動に柔軟に対応できる環境、構成とします。
・普通教室ゾーンのコアとして、学年のまとまりや拠点性を支える共用空間として整備します。
・必要に応じて、展示、発表、交流等にも活用できる場とし、学習成果を共有できる空間として活用できる構成とします。
・見通しと落ち着きのバランスに配慮するとともに、教職員の視認性を確保し、日常的に使いやすい場とします。

（2）特別教室ゾーン

専門的な設備や設えを要する学習活動を支える場として構成します。特別教室は高学年での利用が多くなることを踏まえ、高学年教室との連携に配慮するとともに、こどもプラザや地域開放との関係にも配慮した配置とするものとします。



特別教室ゾーンの機能イメージ

1）特別教室

・教科特性に応じた専用性を確保しつつ、学校内で利用しやすい位置に配置し、特別教室相互の連携、普通教室との関係、高学年教室との関係及びこどもプラザとの連携にも配慮した計画とします。
・理科、図工、家庭科、音楽等、それぞれの教科内容に応じた学習活動が円滑に行えるよう、必要な広さ、形状及び室環境を確保します。
・準備室、倉庫、楽器庫等を各特別教室に隣接配置し、授業準備、教材管理、器具保管等に支障のない構成とします。
・低学年用音楽室については、発達段階に応じた使いやすさ、安全性及び活動のしやすさに配慮し、低学年の普通教室ゾーンへの配置も検討します。
・各教科の活動内容に応じて、必要に応じて水栓、流し、作業台、収納、機器等を設けます。
・各室は、教材、作品、成果物等の展示や発表にも対応しやすいよう、オープンスペースとの関係にも配慮した計画とします。
・小学校利用を基本としつつ、特別活動や地域開放時の利用にも配慮し、利用動線及び管理区分を整理しやすい構成とします。

2）図書室

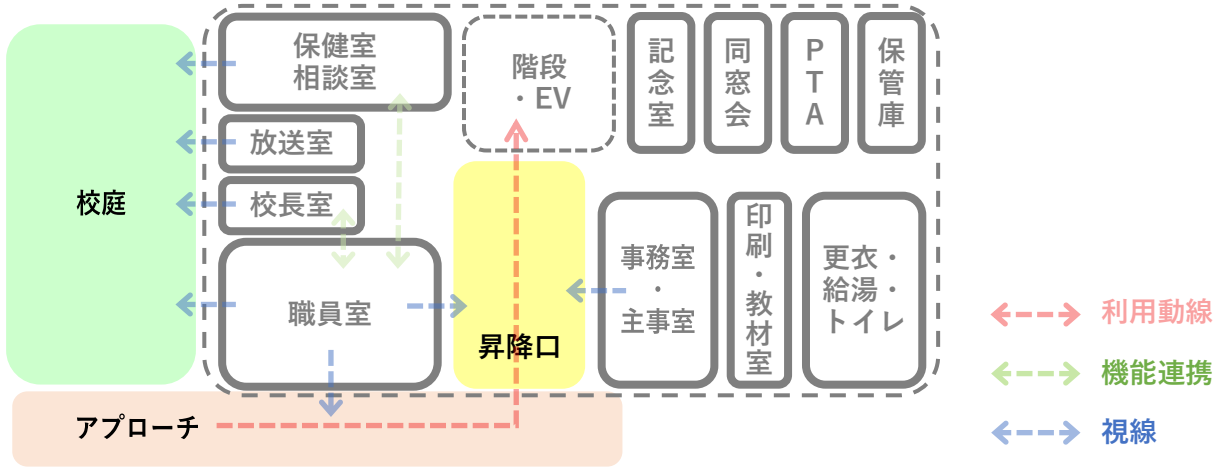
・児童が日常的に利用しやすく、学習活動とも連携しやすい位置に配置し、学校内の学習・情報活動の拠点となる構成とします。
・閲覧、読書、調べ学習、情報検索、メディア活用等の多様な活動が相互に連携できるよう、書架、閲覧、情報利用、オープンスペース等を一体的に計画し、必要に応じて展示や学習成果の共有にも活用できる構成とします。
・個別利用、少人数利用、グループ学習、発表等に柔軟に対応できるよう、面積、形状、家具配置等に配慮した計画とします。
・情報端末の利用、提示装置の設置、電源及び情報コンセントの確保等、ICT を日常的に活用できる設備環境を整えます。
・静かに読書や調べ学習を行う場としての落ち着きと、交流や共同学習にも対応できる開放性の両立に配慮した計画とします。

3）オープンスペース

・特別教室に近接し、グループワークや授業内の発表等、教科活動の延長として利用しやすい環境、構成とします。
・展示や交流を促すギャラリー空間として活用できる場とし、作品、教材、学習成果等を共有できる構成とします。
・特別教室相互の連携や、図書室との関係にも配慮し、教科横断的な学習活動や共同利用にも対応しやすい場とします。
・見通しと落ち着きのバランスに配慮するとともに、教職員の視認性を確保し、日常的に使いやすい場とします。

（3）管理諸室ゾーン

管理諸室ゾーンは、教職員の執務、来客対応、健康管理、給食運営等を担い、学校運営を支える場として位置付けます。職員室、校長室、事務室、保健室等の相互連携が図りやすい構成とし、日常の運営や児童対応に支障のない配置とします。また、校内外の動線を把握しやすい位置に計画し、安全管理と円滑な運営の両立を図るものとします。



管理諸室ゾーンの機能イメージ

1）校長室・事務室・主事室・職員室・放送室

・職員室は学校運営の中心として、教職員の執務、打合せ、来客対応及び校内運営に対応できる構成とし、児童の登校動線や校庭への視認性を確保します。
・校長室、事務室、主事室は、職員室と相互に連携しやすく、受付、応接、執務等の機能に応じた配置及び室構成とします。
・事務室及び主事室は、来訪者の受付や外来者対応が円滑に行えるよう、出入口や来訪者動線との関係に配慮した位置に配置します。
・放送室は、職員室との連携に加え、校庭への視認性や日常放送、行事運営、緊急時対応に支障のない位置に配置します。

2）印刷・教材制作、倉庫・書庫、PTA 室・同窓会室、記念室・保管庫

・職員室等との連携を踏まえ、学校運営に使いやすい位置に配置します。
・印刷・教材制作室は印刷機器等の設置を前提に計画します。
・保管庫は、学校運営や学校利用に必要な物品の保管を想定します。
・PTA 室・同窓会室等は学校関係者の利用に配慮した配置、構成とします。
・記念室は展示と保管の双方に配慮した配置、構成とします。

3）保健室・相談室

・保健室は、職員室との連携に配慮した位置に配置し、日常の健康管理、応急対応及び児童の見守りへの対応を踏まえ、校庭に面した位置に配置します。
・相談室は、静けさやプライバシーに配慮し、相談、面談、個別対応等が落ち着いて行える環境を確保します。
・保健室と相談室は、必要に応じて相互に連携しやすい構成とし、日常の健康管理と相談対応の双方に使いやすい計画とします。
・衛生性、視認性、落ち着きに配慮した仕上げ及び室環境とします。

（4）その他

1）児童昇降口・児童トイレ・流しコーナー・更衣スペース

・児童昇降口は、登下校動線を踏まえた分かりやすい位置に配置し、学年動線及び日常利用に支障のない構成とします。
・児童トイレ・流しコーナーは、普通教室及び特別教室ゾーンの使いやすい位置に配置し、日常生活や学校行事、特別活動時にも支障のない計画とします。
・更衣スペースは、中学年以上の利用を想定した規模、配置とし、体育、プール、学校生活等に対応しやすい構成とします。
・トイレと流しを分け、衛生的な環境の維持に配慮するとともに、安全性、使いやすさ及び清掃しやすさに配慮した計画とします。

2）防災用備蓄倉庫

・防災備蓄倉庫は、緊急時用物資の保管に対応する倉庫と、体育館と連携した避難所利用に必要な備品及び物資の保管に対応する倉庫とに用途を分けて計画します。
・学校利用と地域避難所利用の双方を見据え、平常時の管理及び災害時の搬出入・運用が円滑に行える位置に配置します。

3）給食調理室・給食配膳室・調理員休憩室

・給食調理室は、作業性、衛生性、設備更新性に配慮するとともに、調理、配膳、搬送を円滑に行うことができる動線計画とし、学校運営に支障のない構成とします。
・給食配膳室は、階構成及び各階への搬送計画に応じて適切に配置します。
・調理員休憩室を含め、給食運営に必要な諸室を確保し、運営上の使いやすさにも配慮します。

4）アリーナ・ステージ・器具庫・トイレ

・アリーナは、体育授業、学校行事、放課後活動等に対応可能な規模及び構成とします。
・ステージ、器具庫、トイレ等はアリーナ利用と一体で計画し、授業、行事及び地域利用に支障のない構成とします。
・地域開放も踏まえ、利用動線と管理区分を整理しやすい配置とします。
・災害時の避難所利用も見据え、平常時利用と非常時利用の双方に対応しやすい計画とします。

5）プール・更衣室・監視室・医務室・採暖室・機械室

・プール本体と更衣、監視、医務・採暖等の関連機能を一体的に計画し、授業利用に支障のない構成とします。
・更衣室はシャワー、トイレ等を含めた構成とし、利用者の安全性及び使いやすさに配慮します。
・監視室、医務室、採暖室は、授業時の安全管理及び健康管理に対応しやすい配置とします。
・地域開放も踏まえた運営管理のしやすさに配慮し、利用動線及び管理区分を整理しやすい計画とします。
・機械室は、設備管理、保守及びメンテナンス性に配慮した構成とします。

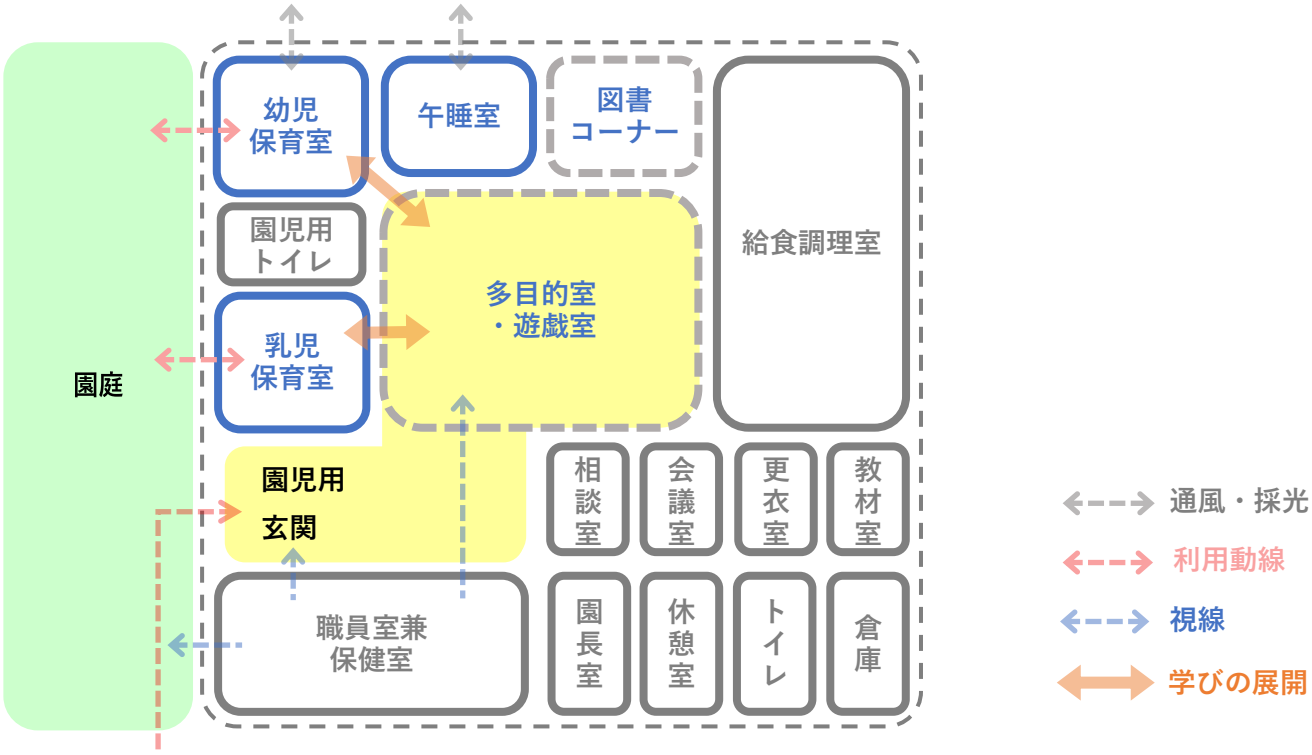
6）校庭

・体育授業、休み時間の外遊び、運動会等に対応できる屋外運動空間として計画します。
・運動会の実施に対応できるよう、100m トラックを確保することを目指します。
・日常の体育授業での利用に配慮し、50m 走が可能な直線距離を確保することを目指します。
・地域開放も見据え、利用動線及び管理区分に配慮した計画とします。
・地域開放時の利用にも対応できるよう、屋外トイレを設けます。

4－2－2．いずみこども園

（1）保育室ゾーン

保育室ゾーンは、乳幼児が日常的に生活し、遊び、育つための中心的な場として位置付けます。乳児と幼児の発達段階や生活特性の違いに応じて、日常の保育活動が無理なく行えるよう構成し、保育室相互や関連諸室の関係に配慮した計画とするものとします。また、安全性、快適性及び保育環境の質に配慮し、日常的に安心して過ごせる環境を整えるものとします。



保育室ゾーンの機能イメージ

1）保育室

・乳児と幼児の発達段階の違いに応じた位置、規模及び室構成を確保します。
・日常保育、遊び、食事等に対応できる保育の基本空間として計画します。
・乳児クラスは調乳・沐浴スペースを含む構成とします。
・日照、採光、換気、通風、音の影響等に配慮した位置、方位及び開口計画とします。

2）午睡室

・幼児クラスの保育室に隣接し、一体利用が可能な配置とします。
・保育活動から午睡への切替えが円滑に行える計画とします。
・静かで落ち着いて休息できる環境を確保します。
・遮光、静音、衛生性に配慮した室環境とします。

3）多目的室・遊戯室

・多目的室は、柔軟な保育活動や「こども誰でも通園制度」等の制度対応に使いやすい位置に配置します。
・遊戯室は、集団活動や遊びの場として十分な広さを確保します。
・必要に応じて相互に連携利用を可能とし、活動内容に応じた可変性に配慮した構成とします。
・活動性に応じた安全性に配慮するとともに、採光、換気、音環境等に支障を生じない室構成とします。

4）図書コーナー

・保育活動の中で日常的に使いやすい位置に配置します。
・読書や落ち着いた活動に活用できる空間として計画します。
・家具や蔵書の配置に配慮し、閲覧しやすい構成とします。

5）園児用トイレ

・各フロアに配置し、日常的に利用しやすい位置とします。
・乳児用トイレは保育室に隣接配置します。
・発達段階に応じた使いやすさと安全性を確保します。
・見守りやすさ、清掃しやすさ及び衛生面に配慮した計画とします。

6）園児用玄関

・送迎動線を踏まえ、登降園時の安全性と円滑性に配慮した分かりやすい出入口として計画します。
・雨に濡れないベビーカー置場を確保します。
・玄関まわりは明るく見通しのよい空間とします。

7）園庭

・保育室に面し、屋内外の保育活動が円滑につながる配置とします。
・職員室等から園児の活動を見守りやすく、安全管理に配慮した構成とします。
・十分な日当たりを確保し、日常の遊びや屋外活動に適した環境とします。

（2）管理諸室ゾーン

管理諸室ゾーンは、職員の執務、保護者対応、相談対応、給食運営等、園運営を支える場として位置付けます。各諸室の連携が図りやすく、日常の運営や保護者対応が円滑に行えるよう構成し、保育との関係にも配慮した計画とするものとします。また、安全管理及び衛生管理にも配慮し、安定した園運営を支える環境を整えるものとします。

1）職員室兼保健室・園長室・応接室・相談室・職員会議室

・職員室兼保健室は、園運営の中心として計画し、職員会議にも対応できる広さを確保します。
・園長室は、応接対応も可能な位置及び構成とします。
・応接室・相談室は、保護者対応や相談に配慮し、必要に応じて分割利用も可能な構成とします。
・職員会議室は、職員専用の会議や打合せ等に対応できる構成とします。
・各室の相互連携と職員動線に配慮し、日常運営に支障のない配置とします。

2）職員休憩室・更衣室・来客用トイレ・教材室・倉庫

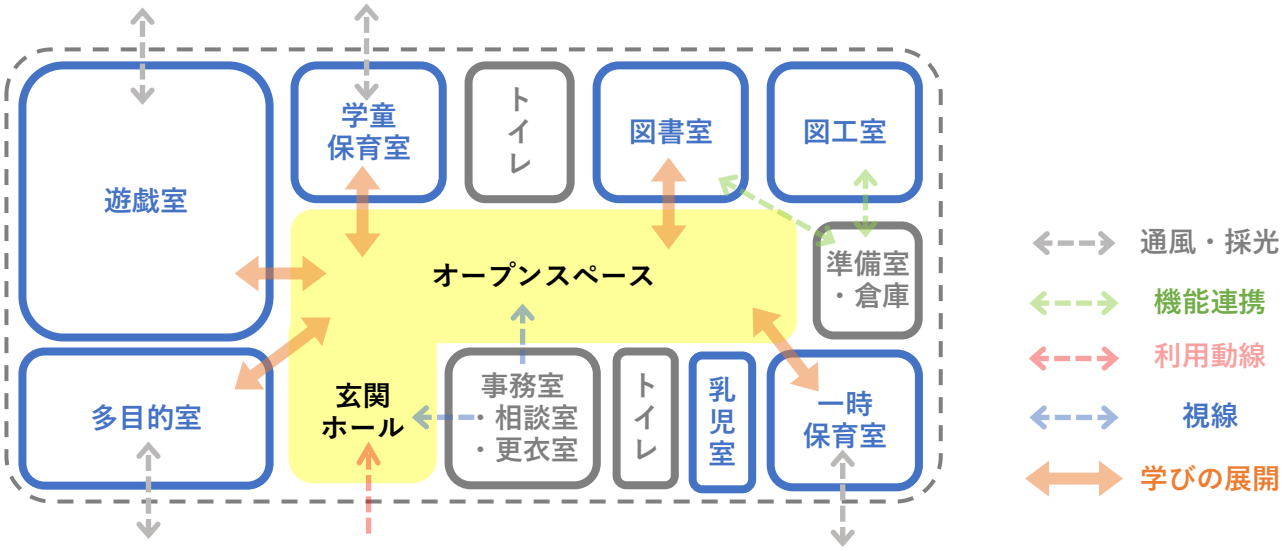
・職員利用諸室は、管理諸室との連携や使いやすさに配慮した位置に配置します。
・更衣室は男女別を基本とし、必要なロッカー等を確保します。
・来客用トイレは、職員及び来客の利用に支障のないよう配置します。
・教材室・倉庫は、乳児用と幼児用の使い分けも視野に入れ、適宜分割や使い分けが可能な構成とします。

3）給食調理室・調理員休憩室

・給食調理室は、安全で衛生的な給食提供に必要な調理動線を確保し、作業性、メンテナンス性及び清掃しやすさに配慮した計画とします。
・調理員休憩室を含め、給食運営に必要な諸機能を整備します。
※調理員休憩室は事務機能を含む構成を想定します。

4－2－3．いずみこどもプラザ

こどもプラザは、子どもたちの放課後の居場所となる児童館機能を中心とし、遊び、学び、交流を支える場として位置付けます。学童保育、一時保育、図書、図工、多目的活動、遊戯等の多様な活動に対応できるよう構成し、年齢や利用目的に応じた過ごし方を受け止められる計画とするものとします。また、日常的な居場所としての安心感を確保しつつ、安全面にも配慮した環境を整えるものとします。



こどもプラザの機能イメージ

（1）児童館ゾーン

1）学童保育室

・日常的な居場所として落ち着いて過ごせる構成とします。
・学童保育としてのまとまりを確保しつつ、他機能との連携にも配慮します。
・ロッカー等を含め、放課後の生活の場として使いやすい構成とします。

2）一時保育室

・一時保育に対応しやすいよう、独立性に配慮しつつ、管理諸室ゾーンに近接した配置とします。
・年齢や利用目的に応じた安全で使いやすい空間とします。
・必要な落ち着きを確保し、他機能との関係にも配慮した構成とします。

3）図書室

・読書だけでなく自習スペースとしても使いやすく、落ち着いた活動に対応できる構成とします。
・家具や蔵書の配置に配慮し、閲覧しやすい構成とします。
・静けさと開放性のバランスに配慮した計画とします。

4）図工室

・創作活動に対応しやすい位置と構成とします。
・準備、製作、片付けが円滑に行える作業環境を確保します。
・汚れやすい活動に対応できるよう、清掃しやすさと耐久性に配慮した仕上げとします。
・教材、作品、備品等を整理しやすいよう、必要な収納や保管に配慮します。

5）多目的室

・学習、交流、集会等の多様な活動に対応できる中心的な活動室として計画します。
・必要に応じてパーティション等で分割可能な構成とします。
・可変性と使いやすさに配慮した計画とします。

6）乳児室

・乳幼児が落ち着いて過ごせる環境として計画します。
・他の活動諸室と適切に距離を取りつつ、必要な連携も確保します。
・安全性、衛生性、見守りやすさに配慮し、管理諸室ゾーンに近接して配置します。

7）遊戯室

・身体を使った活動や集団活動に対応する十分な広さと天井高を確保します。
・安全性、視認性、耐久性に配慮した構成とします。
・多様な年齢層の活動に対応可能な空間とします。

8）準備室・倉庫

・活動備品や運営用品の保管に対応し、各機能との連携に配慮して配置します。
・日常利用及び管理のしやすさを両立します。
・必要に応じて複数用途又は分割利用に対応できる構成とします。

9）オープンスペース

・学童保育室、図書室、図工室、多目的室等に近接し、連続して利用しやすい位置に配置します。
・遊び、学び、交流等、用途の異なる活動に対応できる空間とします。
・見通しに配慮し、安心して過ごせる場とします。
・展示や発表等、活動成果の共有にも活用できる構成とします。

（2）管理諸室ゾーン

管理諸室ゾーンは、受付、相談、職員利用、利用者支援等、こどもプラザの運営を支える場として位置付けます。各諸室が連携しやすく、子どもや保護者への対応が円滑に行えるよう構成し、出入口まわりの安全性や管理のしやすさにも配慮した計画とするものとします。また、日常利用と管理運営の双方に対応しやすい環境を整えるものとします。

1）事務室・相談室・職員更衣室

・事務室は、施設運営、利用者対応、安全管理の中心となる位置に配置します。
・相談室は、プライバシーに配慮した環境を確保し、保護者対応や利用者支援に対応できる構成とします。
・職員更衣室は、職員利用に配慮した位置と規模を確保し、男女別の利用に対応できる計画とします。

2）玄関ホール・子どもトイレ・職員来客トイレ・ベビールーム

・玄関ホールは、出入りや受付に対応しやすい空間とします。
・トイレは、子ども及び職員の利用に配慮した構成とします。
・ベビールームを含め、乳幼児連れ利用者にも対応できるようにします。
・出入口まわりは、安全で見通しのよい計画とします。

４－２－４．共通施設・地域利用

学校等施設は複数の施設による複合施設となるため、共用可能な部分を効率的に計画することが望ましいです。一方、それぞれ独立した運用が前提となるため、各施設のセキュリティ計画に留意する必要があります。あわせて、地域に開かれた複合施設として、学校等施設の運営に支障を生じにくい範囲で地域利用機能を適切に配置し、利用区分及び管理区分を整理しやすい構成とする必要があります。

１）共用トイレ

・共用トイレは、各施設の利用動線や地域開放時の利用も踏まえ、使いやすい位置に配置します。
・児童、園児、施設利用者、来客等、それぞれの利用に配慮した構成とします。
・多機能トイレを含め、ユニバーサルデザインに配慮した計画とします。
・清掃しやすさ、維持管理性、安全性に配慮した仕上げとします。

２）駐車場・駐輪場

・駐車場については、駐車場条例上の附置義務の対象となりますが、敷地条件や実態及び整備後の需要を踏まえ、緊急車両の一時停車スペース及び搬入車両のスペースを確保した上で、必要な台数を計画してまいります。
・駐輪場についても、整備後の需要を踏まえ必要なスペースを整備してまいります。
・子どもや職員の日常的な利用動線と搬入車両動線については、明快な歩車分離を図ります。

３）機械室・設備諸室

・機械室その他の設備諸室は、維持管理、更新及び保守点検がしやすいよう計画します。
・施設運営に支障を生じにくい位置とし、騒音、振動、熱等に配慮します。
・必要な作業スペース、搬出入経路及び保守動線を確保し、将来の設備更新や方式変更にも対応しやすい構成とします。

４）エレベータ・避難階段

・エレベータは、各施設の独立運用を基本としつつ、必要に応じて重ね使いによる効率化を図る計画とします。
・避難階段は、複合施設全体として必要な２方向避難を確保しつつ、各施設の利用区分や動線計画に配慮した構成とします。

５）図書室

・図書室は、地域住民の図書利用や閲覧を通じた地域の居場所として利用しやすい構成とします。
・学校等施設との利用区分及び管理区分に配慮し、独立した利用が可能な配置とします。

6）会議室

・会議室は、地域住民の会議、交流、学習等に対応できる活動室として計画します。
・必要に応じて多目的に利用できるよう、使いやすい面積、形状及び室構成とします。
・地域利用時の動線や運営に配慮し、独立して利用しやすい位置に配置します。

7）更衣室

・更衣室は、地域開放利用時の更衣に対応しやすいよう、利用動線に配慮した位置に配置します。
・多様な利用形態を踏まえ、使いやすく管理しやすい構成とします。
・必要なロッカー、収納等を確保し、円滑な利用に対応できる計画とします。

8）倉庫

・倉庫は、地域利用に必要な備品、物品等の保管に対応し、各機能との連携に配慮して配置します。
・地域のお祭り、集会その他の地域活動に使用する備品に加え、公園での活動や運営に必要な物品等も保管できる構成とします。
・日常利用及び管理のしやすさを両立し、必要に応じて用途に応じた使い分けが可能な構成とします。

4－3．安全・安心な施設計画の考え方

児童・園児等が安全・安心に利用できる施設とするとともに、地域の避難所としての役割も踏まえ、必要な構造安全性を確保するものとします。また、災害時の避難安全性の確保や工事期間中の安全性にも配慮し、教育・保育活動との両立を図る工程計画及び仮設計画を前提とします。加えて、建物の長寿命化を図り、将来の学級編成の変化や施設構成の見直し、設備更新等にも柔軟に対応できる施設とする観点から、耐久性、フレキシビリティ及び維持管理性に配慮した計画とします。

※本計画における構造安全性、防災性能及びフレキシビリティに係る性能区分は、「千代田区公共施設等総合管理計画（全体方針編・令和 6 年 12 月）」において、区有施設が有すべき主要な性能は国土交通省「官庁施設の基本的性能基準（令和 6 年改定）」を基本とすると整理されていることから、これに基づき設定します。

（1）構造性能の確保

・耐震安全性については、施設としての安全性及び避難所としての機能確保に配慮します。

※要求水準としての主な性能区分は、

耐震：構造体Ⅱ類／建築非構造部材 A 類／建築設備乙類

とします。

（2）防災性能の確保

・火災安全性については、用途に応じて耐火性能を確保するとともに、初期火災の拡大防止及び避難安全性の確保に配慮します。

・浸水、落雷、暴風等に対しても、人命の安全及び施設機能の確保に配慮した計画とします。

※要求水準としての主な性能区分は、

初期火災の拡大防止：Ⅱ類

火災時の避難安全確保：Ⅰ類

対浸水：Ⅱ類

対落雷：Ⅱ類

とします。

（3）地域開放と安全対策の考え方

・施設内の利用区分については、児童・園児等が日常的に利用する専用エリア、管理のもとで地域利用が可能な共用エリア、地域利用を前提とする地域開放エリアを適切に設定し、動線が過度に交錯しないよう計画します。

・学校開放時には、児童・園児等の日常利用動線と地域利用者動線をできるだけ分離するとともに、地域利用者が立ち入る範囲を限定し、学校運営や保育運営に支障を生じにくい計画とします。

・小学校、こども園及びこどもプラザの出入口や管理諸室の配置により、来訪者の動線を把握しやすい構成とし、地域開放時には必要に応じて開放範囲及び管理区分を切り替えられる計画とします。

・災害時には体育館、防災備蓄倉庫、共用部等を中心に地域利用に対応できる動線及び空間構成とし、平常時の安全管理と非常時の円滑な利用の両立に配慮します。

（4）バリアフリー・ユニバーサルデザインへの配慮

・高齢者、障害者等を含む多様な利用者が、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できる施設となるよう、バリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮した計画とします。
・出入口、移動経路、エレベータ及び主要な階段については、見通しの確保、段差の抑制、分かりやすい配置等により、円滑な移動環境を確保します。
・共用トイレその他の共用部については、多様な利用者に必要な機能を確保し、使いやすく分かりやすい計画とします。
・地域開放時を含め、案内表示等により必要な情報を分かりやすく提供し、円滑な移動及び避難を確保するとともに、必要な防犯性との両立に配慮します。

（5）子どもの活動に配慮した工事工程

・工事と教育・保育活動の両立に配慮し、安全及び衛生面の対策を徹底した工程計画とします。
・夏季休業等の長期休業期間も活用しながら、施設利用への影響低減に配慮します。
・仮設通路、仮囲い等について、安全で分かりやすい仮設計画を行います。
・児童・園児等の動線と工事動線が交錯しにくい計画とし、日常利用時の安全確保を図ります。

（6）将来の変化に対応できる施設構成

・将来の学級編成の増減、用途変更、室内レイアウトの見直し等に柔軟に対応できる計画とします。
・軽微な用途変更、間仕切り変更、設備更新等に対応しやすい構成とします。
・空調、換気その他の設備更新や機能強化に対応しやすい設備配管スペースの計画とします。

4－4．設備計画の考え方

学校等施設の設備計画については、児童・園児等が安全・安心かつ快適に過ごせる環境を確保するとともに、環境負荷低減、省エネルギー、維持管理性、更新性、防災性等に配慮した計画とします。

（1）エコスクール化・ZEB Ready 等への対応

・建築物の熱負荷低減、高効率設備機器の導入等を総合的に検討し、ZEB Ready 相当の水準を目指した設備計画とします。
・「区有施設の新築等における環境・温暖化対策ガイドライン」に基づき、建築物の熱負荷の低減、設備の高効率化等による省エネルギー化のほか、太陽光発電の検討等、再生可能エネルギーを有効的に活用します。
・「千代田区公共建築物等における木材利用推進ガイドライン」に基づき、国産材による木質化等を検討し、木材利用推進を図ります。
・エネルギー使用量の見える化等を通じて、環境教育に寄与するほか使用状況を踏まえた効率的なエネルギー運用を行う施設として整備します。
・環境性能の確保に当たっては、学校施設の快適性、安全性及び維持管理性との両立に配慮します。

※ＺＥＢ Ｒｅａｄｙ：再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から 50%以上の一次エネルギー消費量削減に適合したものとして認証された建築物

（2）長寿命で耐久性の高い設備計画

・設備機器は、長寿命、耐久性、更新性及びメンテナンス性に配慮します。
・設備更新や増設、将来の機能強化に対応できるよう、配管、配線、ダクトスペース及び作業スペースを適切に確保します。
・点検、保守、修繕及び更新が効率的かつ安全に行えるよう、搬出入経路や機器配置に配慮します。
・更新周期の異なる設備機器等は、道連れ工事が少なく経済的かつ容易に更新できる構成とします。

（3）感染症予防対策への対応

・各室の用途や利用人数等に応じて適切な換気量を確保し、良好な空気環境を維持できる計画とします。
・自然換気と機械換気を適切に組み合わせ、感染症予防と快適性の両立に配慮します。
・トイレや手洗い場等については、衛生的な利用及び維持管理に配慮した設備計画とします。

（4）防災性・機能維持性に配慮した設備計画

・災害時における人命の安全確保及び二次災害の防止に配慮し、必要な設備安全性を確保します。
・電力、通信、給水、排水、空調等については、ライフライン復旧後の速やかな機能回復を見据えた計画とします。
・避難所利用を想定し、必要な照明、換気、給排水、防災設備等の確保に配慮します。
・対落雷、対浸水その他の安全性にも配慮し、重要な設備機器や情報機器の保護を図ります。
※設備機器については、長寿命、保全性、作業性及び更新性に配慮し、将来の更新、増設及び機能強化に対応しやすい構成とします。

5．和泉公園の基本計画

5－1．和泉公園の導入機能

5－1－1．公園機能

「千代田区公園づくり基本方針（2025 年）」では、和泉公園は自然環境機能、憩い機能、防災機能といった全ての公園に備わっている基本的機能に加え、歴史資源機能、シンボル機能、コミュニティ形成機能、運動・遊び場機能、先駆的活用機能を有する「地域の中心となる公園」たることが期待されています。

上記基本方針の内容に加え、検討会や地域説明会等で伺ったご意見、「２．整備の方向性」、現状の導入機能等を踏まえ、再整備後の和泉公園に導入する公園機能を検討していきます。

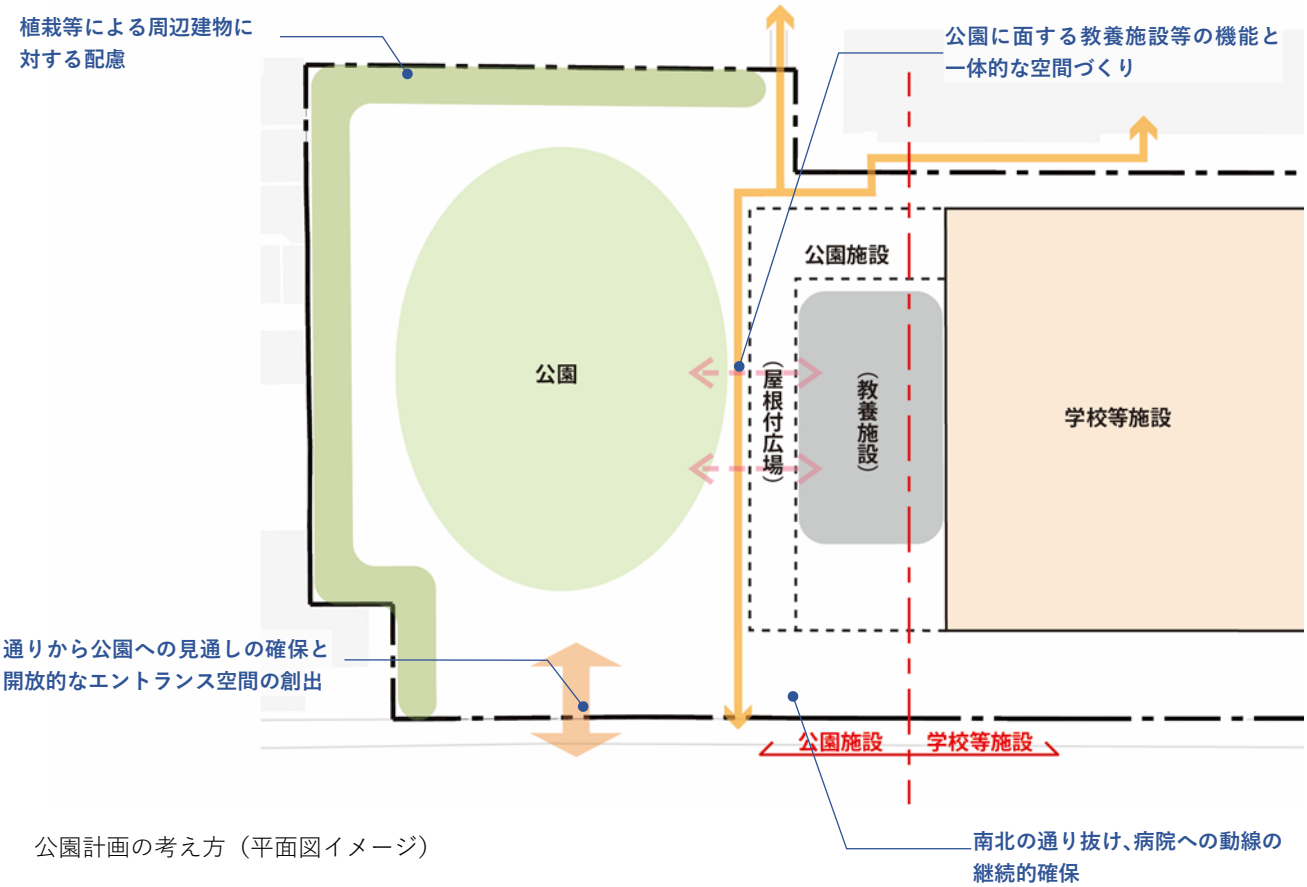
5－1－2．地域住民・公園利用者の利便性を向上させる機能

学校等施設と公園が一体的に整備される本事業の特性を最大限活かし、人工地盤の下部空間を立体的に利用し、教養施設、屋根付広場等の地域住民・公園利用者の利便性を向上させる機能を導入します。

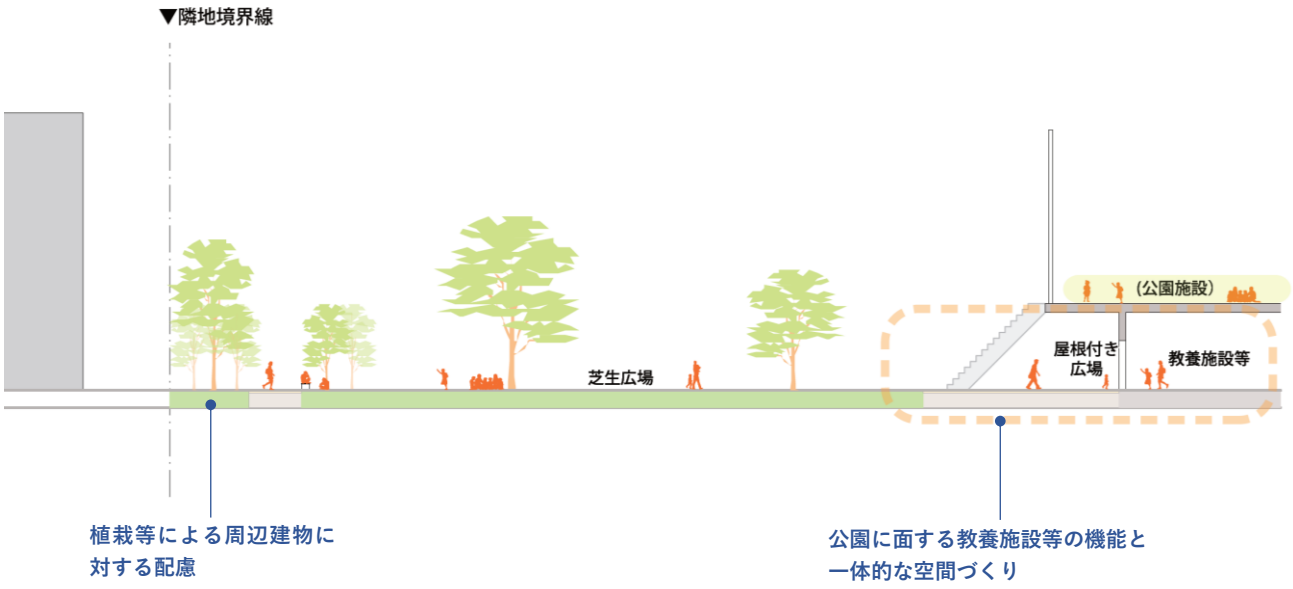
5－2．和泉公園の整備イメージ

和泉公園の整備にあたり、公園計画の考え方について以下のとおり整理します。なお、計画案はあくまでも整備の方向性を示す例示であり、設計段階における詳細な検討を通じて発展させることを前提とします。

・学校等施設と公園が隣接することを最大限活かし、公園の多機能化と利用者の活動・交流の活性化に資する計画とします。
・人工地盤下の教養施設等と公園が一体的な空間となるよう、視認性や動線、滞留空間の配置等に十分配慮します。
・佐久間学校通り沿いは開放的なエントランス空間とし、周囲からの見通しを確保します。また、そのオープンスペースを、学校等施設敷地内まで連続させ、ゆとりある沿道空間と緑環境を創出します。
・バリアフリーに配慮し、誰もが利用しやすく、安全に遊べる環境を創出します。
・隣地との境界部には植栽等を設置し、視線や音の抜けの防止、セキュリティの確保に配慮します。



公園計画の考え方（平面図イメージ）



公園計画の考え方（断面図イメージ）

6．整備の推進に向けて

6－1．事業手法

学校等施設の整備/管理運営に係る事業手法としては、下表に示す大きく 5 つの方式が考えられますが、様々な観点から適切な手法を選択することが重要です。

従来方式である公直接建設方式と比べ ECI 方式は、設計段階から施工コストを見据えた縮減・調整を行うことが可能となります。

DB 方式は、事業者参画において設計・建設双方が可能な事業者に限定され、事業者選定時の競争原理が働きにくくなる点を考慮する必要があります。DBO 方式や PFI 方式は、学校等施設という公共性が非常に高い施設に対して、管理運営主体が民間となる点や、公園との一体的整備という与条件の特殊性に対して施設整備の内容・水準を担保しにくい点が課題となります。

以上を踏まえながら、基本設計の段階で学校等施設の事業手法を決定します。

学校等施設整備に係る事業手法の比較

事業手法	公直接建設方式（従来方式）	ECI 方式	DB 方式	DBO 方式	PFI（BTO）方式
事業手法の仕組み					
資金調達／建設主体	公共／公共 公共主体で建設まで行う	公共／公共 公共主体だが、設計段階から施工者の技術協力を得る	公共／公共 公共が資金調達し、民間に設計・建設を一体発注	公共／公共 公共が資金調達し、民間に設計・建設を一体発注	民間／民間 民間が資金調達・建設し、公共に所有権を移転
管理運営主体	公共 直営（建物管理等を委託）			民間 設計～管理運営を民間が一括実施	民間 事業期間終了時まで維持管理・運営を民間が行う
特徴の比較					
施設整備の内容・水準	◎計画地の特性にあった施設整備を行うことが可能			△VFM 向上が優先され、画一的な建物など経済合理性のある建物に比較的適している。	
推進上の効率化・創意工夫	△効率化等の余地は限定的	○設計・工事の効率化・創意工夫が期待できる		○設計～管理運営までトータルに効率化・創意工夫が可能	
事業コストの縮減	△設計者によるコスト縮減に限定される	○設計段階からの技術協力によるコスト縮減・調整が可能	○設計・建設の一括実施によるコスト縮減が可能	○設計、建設、管理運営の一括実施によるコスト縮減が可能	
事業者の参画	○多くの主体が参画しやすい	○設計・施工の各参画は問題ない（技術協力主体は建設会社に限定）	△設計・建設双方が可能な事業者に限定される	△SPC 組成時の出資・要件が厳しく、参画可能な事業者が限定的となる	
地域住民の意向等の反映	○公共の方で地域住民の意向等を的確に整備・管理運営に反映可能		△設計・建設において、民間意向が優先される可能性がある	△施設整備及び管理運営において、民間意向が優先される可能性がある	
発注準備期間	◎最も短い期間で準備が可能	○比較的短い時間で準備が可能		△事業手法導入の見極め、事業者の公募・選定の準備に時間と費用が必要	

6－2．概算事業費

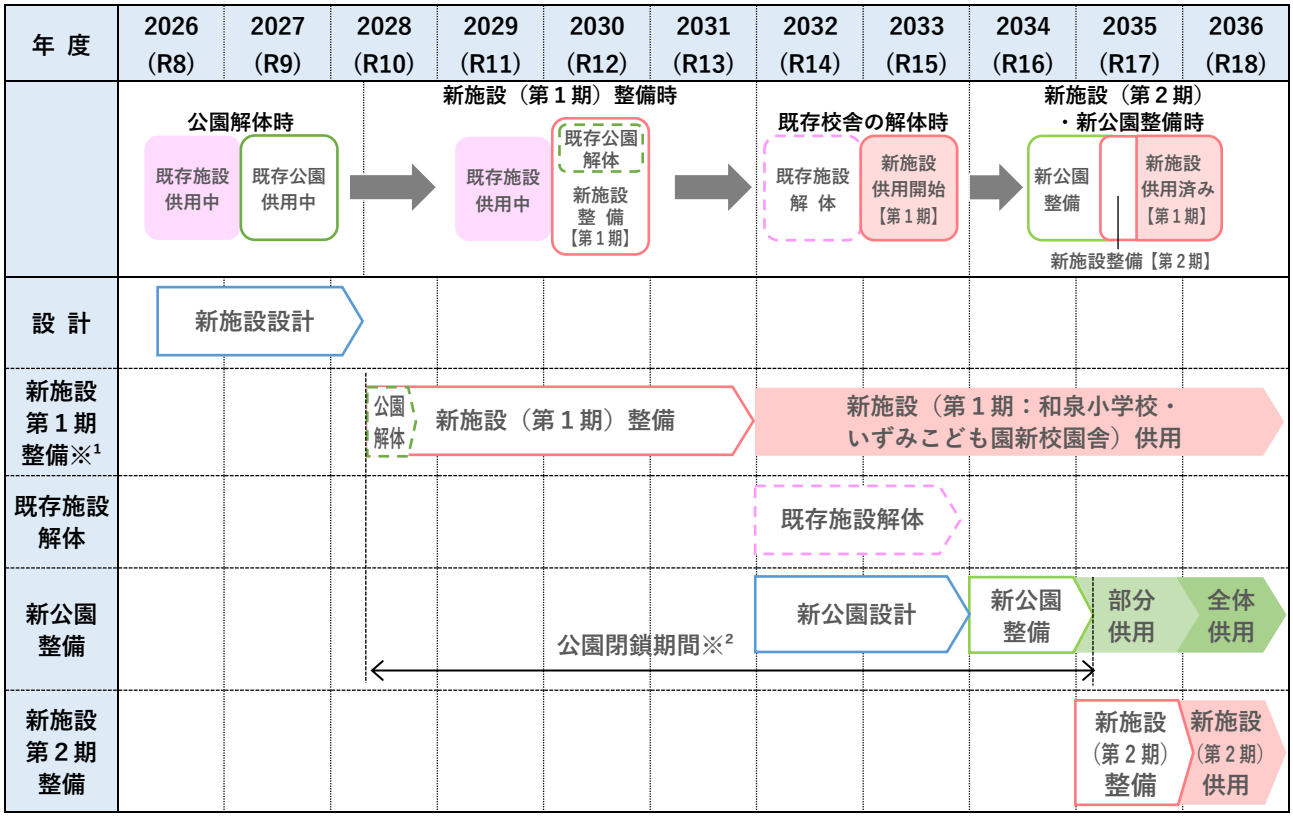
概算事業費の算出にあたっては、昨今の物価高騰や建設業の働き方改革による影響のほか、段階的な工事が必要になることや、仮設工事の特殊性など本整備独自の要素が想定されます。このため、設計段階で建設条件を整理した上で算定してまいります。

6－3．事業スケジュール

今後、下図のスケジュールに基づき事業を推進していくことを想定しています。

・既存公園解体後は、同敷地内において新施設（第１期：新校舎）整備を進めます。
・新施設（第１期：新校舎）の竣工に合わせて、施設機能を移転・供用開始し、既存施設解体を始めます。また並行して新公園の設計を進めます。
・既存施設解体後は、新公園整備を先行させ、大部分が整備できた段階で部分的に公園供用を開始します。
・その後、新公園敷地内で新施設（第２期：公園施設）整備を進め、新施設及び新公園の全体供用の開始とともに事業を完了します。第２期整備については、将来のニーズ等状況変化に合わせ必要に応じて見直しを図ります。

事業スケジュール



※1新施設（第１期）の整備にあわせて、既存の和泉公園を解体
※2和泉公園閉鎖期間にあわせて、旧和泉町ポンプ所跡地を子どもの遊び場として暫定活用

6－4．工事期間中の対応

和泉公園は新たな施設建設に伴い解体されるため、新しい公園が完成するまでの約８年間は利用できなくなります。そのため、この期間中の公園機能の代替を確保することが求められます。

近隣の佐久間公園やいずみ児童遊園、秋葉原公園、さらに和泉小学校の校庭（未使用時間帯の開放）などの有効活用のほか、旧和泉町ポンプ所跡地の活用を検討していきます。以上のスペースにおいて、利用者、時間帯、役割分担等を整理しながら検討を進めていきます。また、さらなるスペースの確保についても、引き続き検討してまいります。







和泉公園の代替機能確保

６－４－１．旧和泉町ポンプ所跡地の活用

現在空地となっている旧和泉町ポンプ所跡地は、子どもの遊び場等となる広場としての活用を想定し、周辺の公園等の役割分担を踏まえた具体的な整備内容の検討と併せて、維持管理主体の検討も進めていきます。

旧和泉町ポンプ所跡地の敷地概要

所在地	神田和泉町１番地 28（地番）
敷地面積	397.94 ㎡ （２項道路セットバック後、約 380 ㎡※） ※建築基準法第 42 条２項により、敷地の後退を行う必要があります。
地域地区	商業地域、防火地域、駐車場整備地区
地区計画	神田和泉町地区地区計画Ｂ地区 ・壁面後退：北側道路からは１ｍ以上、東西の道路からは、高さ６ｍまでは１ｍ以上、６ｍを超える部分は 0.5ｍ以上後退 ・建物高さ：36m 以下 ・道路斜線：緩和認定により適用されない
容積率	500％
許容延床面積	約 1,900 ㎡
建蔽率	80％

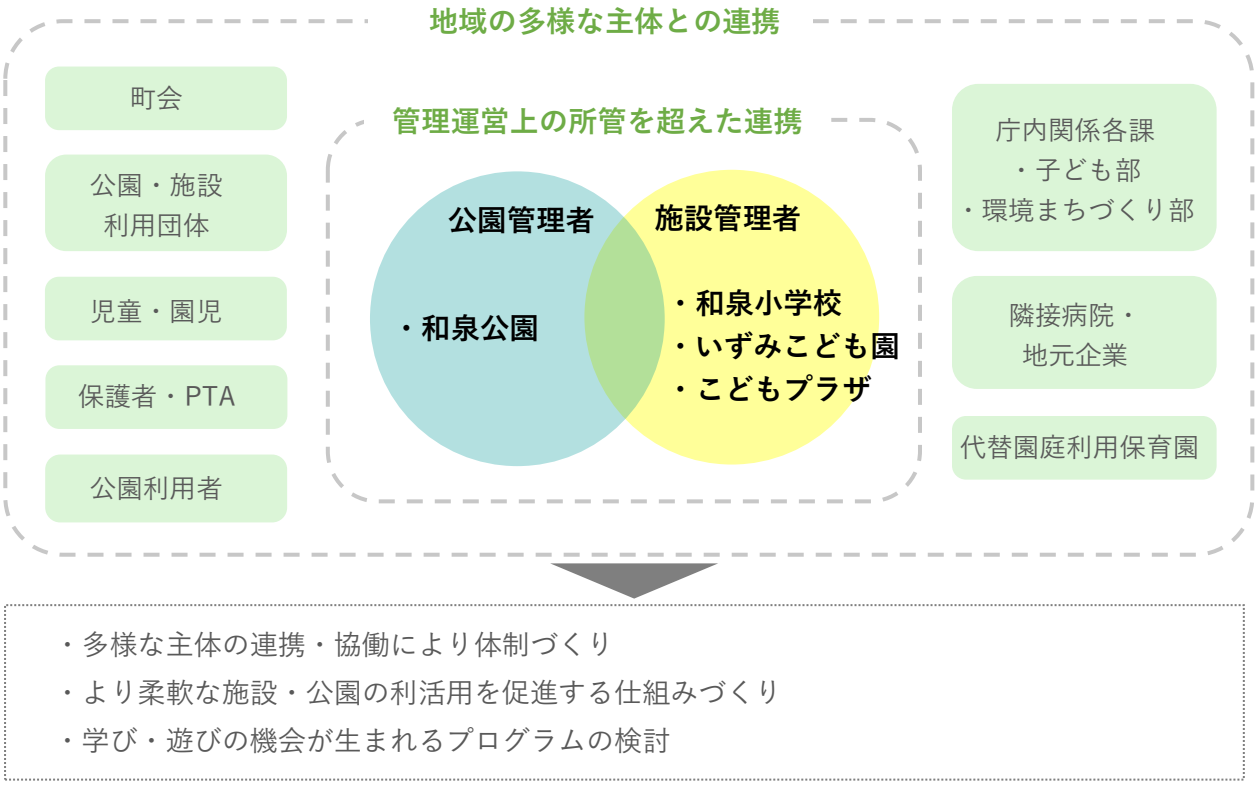


千代田区内のボール遊び場事例　（飯田橋三丁目広場）

6－5．管理運営の方針

計画地は、地域の子育て、学び、交流の核となる場であり、多様な学びの場づくりや自由度の高い施設・公園の利活用の実現が求められます。

そのため、施設・公園をより柔軟に使いこなすための質の高い管理運営のあり方、それを支える仕組みの検討が必要です。個別ヒアリングや地域検討会等を通じて得られたつながりや意見も踏まえ、所管を超えた施設と公園の管理運営上の連携、地域の多様な主体との連携による、体制、手法、プログラムを整備までに継続的に検討します。



管理運営のあり方イメージ

6－6．一体的整備に向けて

計画地は、地域コミュニティにとって重要な拠点施設、和泉橋地域の核となる公園であり、整備に向けては地域との継続的な検討を推進するとともに、工事期間中における情報提供を行います。

6－6－1．地域との継続的な検討の推進

一体的整備構想及び基本計画の策定に際して、施設関係者・地域関係者とのヒアリングや検討会、オープンハウス型地域説明会等など、この場に関わる多くの方のご意見を踏まえ検討を進めてきました。

今後の基本設計段階に向けて、施設関係者、施設・公園を利用する周辺保育園や団体、町会等の地元住民組織、周辺施設などの関係者と引き続き連携を図りながら、地域との検討を進めます。

6－6－2．継続的な情報提供

整備状況について、ニュースレター等を通じた地域への継続的な情報提供を検討します。


和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備ニュースレター

和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備基本計画
令和 8 年 10 月
千代田区教育委員会事務局子ども部子ども施設課
〒102－8688　東京都千代田区九段南 1－2－1
電話：03－3264－2111（代表）